

**OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED 上場外国株信託受益権
受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書**

令和 3 年（西暦 2021 年）5 月 25 日

発 行 会 社	OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED
委 託 者	みずほ証券株式会社
受 託 者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
受 託 者	日本マスタートラスト信託銀行株式会社

< 目次 >

第1章	総則	1
第1条	信託の目的	1
第2条	定義	1
第3条	委託者の表明・保証	6
第4条	受託者の表明・保証	8
第5条	発行会社の表明・保証	9
第2章	信託の設定、信託財産	11
第6条	信託の設定	11
第7条	追加信託	11
第8条	信託財産	12
第9条	信託財産の分別管理	12
第3章	信託事務	13
第10条	信託期間	13
第11条	信託財産の運用	13
第12条	信託事務の委託	13
第13条	カストディアン	13
第14条	自己取引等	14
第15条	競合取引	14
第16条	訴訟等への対応	15
第17条	損失の危険	15
第18条	外貨の変換・分配	15
第19条	権利確定日の設定	16
第20条	現金配当等	16
第21条	分配金支払の方法	17
第22条	株式配当・株式分割・株式無償割当て	17
第23条	その他の権利	18
第24条	端株処分	19
第25条	権利の分配にかかる受託者の免責	20
第26条	発行会社による開示等の通知の提供義務	20
第27条	信託の会計	20
第28条	計算期日及び計算書	21
第29条	信託財産の状況の報告	21
第30条	課税	21
第4章	委託者	22
第31条	委託者	22
第32条	委託者の権利	23

第 33 条 委託者の地位の譲渡	23
第 5 章 受託者	23
第 34 条 共同受託者	23
第 35 条 共同受託者の責任	25
第 36 条 信託事務の処理に関する報告等	25
第 37 条 受託者の任務の同時終了	25
第 38 条 受託者の単一性	25
第 6 章 受益者	25
第 39 条 受益者	25
第 40 条 受益者の権利行使	25
第 41 条 受益者への通知等	26
第 42 条 受益者の意思決定	26
第 43 条 受託株式の議決権行使	27
第 44 条 受託株式に関する意思表示	30
第 7 章 受益権	31
第 45 条 受益証券の不発行	31
第 46 条 受益権の譲渡	31
第 47 条 受益権の譲渡の効力要件	31
第 48 条 受益者の権利行使	32
第 49 条 受益権買取請求	32
第 50 条 受益権原簿	32
第 51 条 受益権原簿記載事項	32
第 52 条 受益権原簿の備置き及び閲覧等	33
第 52 条の 2 個人データの共同利用	33
第 53 条 振替受益権	33
第 54 条 開示請求の制限	33
第 55 条 発行会社等による受益権の取得	34
第 8 章 契約の変更	34
第 56 条 契約変更	34
第 57 条 受益権取得請求	35
第 9 章 上場	36
第 58 条 金融商品取引所への上場	36
第 59 条 金融商品取引所規則等の遵守	36
第 60 条 異種株式受益権の上場	36
第 10 章 信託報酬・手数料及び信託費用	36
第 61 条 信託報酬・手数料	36

第 62 条 信託費用	37
第 11 章 受益権の転換	37
第 63 条 転換請求	37
第 64 条 信託の一部解約による金銭受領の禁止	39
第 12 章 信託の終了	39
第 65 条 信託の終了	39
第 66 条 信託の終了事由	39
第 67 条 終了事由の通知	40
第 68 条 信託の清算職務	40
第 69 条 残余財産の交付等	41
第 70 条 最終計算	42
第 13 章 受託者の辞任・解任	42
第 71 条 受託者の辞任	42
第 72 条 受託者の解任	42
第 14 章 委託者の地位の喪失	43
第 73 条 委託者の地位の喪失	43
第 15 章 雑則	43
第 74 条 信託法に規定する利害関係人の帳簿等の閲覧等	43
第 75 条 税務手続	43
第 76 条 印鑑等届出	43
第 77 条 課税に係る情報	44
第 78 条 届出事項	44
第 79 条 公告	44
第 80 条 発行会社の協力規定	44
第 81 条 受託者の免責	44
第 82 条 受託者、発行会社及び委託者の免責	45
第 83 条 委託者におけるその他の債務の不存在	46
第 84 条 委託者に対する補償	46
第 85 条 受託者及び発行会社の補償	46
第 86 条 当事者間の通知等	47
第 87 条 法令等との関係	47
第 88 条 可分性	47
第 89 条 準拠法・裁判管轄	48
第 90 条 正本	48
第 91 条 常任代理人	48
別紙 1 発行会社株式	54

別紙 2	信託報酬・手数料	55
別紙 3	受益権付与率	56
別紙 4	委託者の追加にかかる覚書（様式）	57
別紙 5	請求除外日	59

OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED 上場外国株信託受益権 受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書

みずほ証券株式会社（以下「当初委託者」といいます。）、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「MUTB」又は「受託者」といいます。）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下「MTBJ」といいます。MUTB と併せて「受託者」といいます。）は、令和 3 年 5 月 25 日付にて、以下に定める諸規定に従い、本受益証券発行信託契約を締結するとともに、OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED（以下「発行会社」といいます。）は、以下に定める諸規定を承諾します（以下本受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約を総称して「本契約」といいます。）。

前文

発行会社は、日本において本受益権の募集（以下「本募集」といいます。）を行い、本受益権を東京証券取引所（第 2 条に定義します。）に上場させることを企図しています。本契約及び発行会社と当初委託者との間で令和 3 年 6 月 17 日又は同日頃に締結される予定の引受契約（以下「本引受契約」といいます。）に基づき、発行会社は当初委託者に対して発行会社の普通株式を発行し、当初委託者は、かかる株式を、発行会社の株主から当初委託者が借り入れた株式と併せて受託者に信託することにより、当該株式を信託財産とする受益証券発行信託を設定し、本募集の取扱いを行うことが企図されています。

第1章 総則

（信託の目的）

第1条 本信託は、発行会社の意向により金融商品取引所に上場され同取引所において取引されることを目的とした有価証券信託受益証券を発行するために、受託者が発行会社株式を信託財産として管理及び処分することを目的とします。

（定義）

第2条 本契約における用語は、別途定めた場合を除き、次に定める意味を有するものとします。

- (1) 「委託者」とは、当初委託者たるみずほ証券株式会社及び本契約第 31 条第 2 項に基づき新しく委託者として加わった者を個別に又は総称していいます。
- (2) 「委託者転換手数料」とは、第 63 条第 13 項に定める意味を有します。
- (3) 「営業日」とは、東京証券取引所が休業日としている日以外の日をいいます。
- (4) 「MTBJ」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。

- (5) 「MUTB」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。
- (6) 「円」とは、日本の法令に基づく日本国通貨をいいます。
- (7) 「開催日等」とは、第 43 条第 1 項に定める意味を有します。
- (8) 「カストディアン」とは、受託者から任命され、シンガポール共和国の法令のもとで受託株式等を保管する会社をいいます。
- (9) 「株式配当」とは、シンガポール共和国の法令等により認められる範囲で行われる発行会社株式につき発行会社株式を交付することにより行われる配当をいいます。
- (10) 「株式無償割当て」とは、会社が利益又は準備金の還元の方法により既存株主に対して全額払込済株式を発行することをいいます。
- (11) 「監督官庁」とは、本契約及び本契約によって企図される関連取引に関し監督権限を有する日本及び外国の一切の行政機関をいいます。
- (12) 「議決権行使等指図権行使手続」とは、第 43 条第 1 項に定める意味を有します。
- (13) 「議決権行使等指図書等」とは、第 43 条第 3 項第 1 号に定める意味を有します。
- (14) 「議決権等」とは、第 43 条第 3 項に定める意味を有します。
- (15) 「銀行営業日」とは、銀行法により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日をいいます。
- (16) 「銀行法」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (17) 「金融商品取引業者」とは、金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者をいいます。
- (18) 「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所をいいます。
- (19) 「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (20) 「計算期間」とは第 28 条第 2 項に定める意味を有します。
- (21) 「計算期日」とは、第 28 条第 1 項に定める意味を有します。
- (22) 「兼営法」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (23) 「兼営法施行規則」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (24) 「兼営法施行令」とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令第 31 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (25) 「現金配当等」とは、発行会社株式につき現金で支払われる配当その他の現金による分配をいいます。
- (26) 「権利確定日」とは、第 19 条第 1 項に定める意味を有します。
- (27) 「交換申込」とは、第 63 条第 1 項に定める意味を有します。
- (28) 「固有財産」とは、受託者に属する財産であって、信託財産に属する財産でない一

切の財産をいいます。

- (29)「裁判所」とは、本契約及び本契約によって企図される関連取引に関し管轄を有する日本及び外国の裁判所をいいます。
- (30)「指図権行使手続」とは、第 44 条第 2 項に定める意味を有します。
- (31)「残余財産給付手数料」とは、第 69 条第 3 項に定める意味を有します。
- (32)「指定転換販売会社」とは、第 63 条第 1 項に基づく転換請求に対応する者として、あらかじめ受託者が指定する金融商品取引業者をいいます。
- (33)「重要な信託の変更」とは、第 56 条第 1 項に定める意味を有します。
- (34)「受益権」とは、信託法第 2 条第 7 項に規定する受益権をいいます。
- (35)「受益権原簿」とは、信託法第 186 条に従い作成される受益権原簿をいいます。
- (36)「受益権付与率」とは、別紙 3 に定める比率をいいます。
- (37)「受益債権」とは、信託法第 2 条第 7 項に規定する受益債権をいいます。
- (38)「受益者」とは、信託法第 2 条第 6 項に規定する受益者で、本契約第 39 条に定める者をいいます。
- (39)「受益者決議手続」とは、第 42 条第 1 項に定める意味を有します。
- (40)「受益者決議日」とは、第 42 条第 5 項第 1 号に定める意味を有します。
- (41)「受益者転換手数料」とは、第 63 条第 5 項第 1 号に定める意味を有します。
- (42)「受益者等」とは、信託法第 184 条第 1 項に規定する受益者等をいいます。
- (43)「受益証券」とは、信託法第 185 条第 1 項に規定する受益証券をいいます。
- (44)「受益証券発行信託」とは、信託法第 185 条第 3 項に規定する受益証券発行信託をいいます。
- (45)「受託株式」とは、本信託財産である発行会社株式をいいます。
- (46)「受託株式等」とは、本信託財産である発行会社の発行する有価証券（発行会社株式を含みます。）をいいます。
- (47)「受託者」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。
- (48)「条件決定日」とは、発行が予定される受益権の価格その他の発行条件が決定される日をいいます。
- (49)「証券保管振替機構」とは、振替法第 3 条第 1 項による指定を受け、振替業を営む株式会社証券保管振替機構又はその承継法人をいいます。
- (50)「上場規則等」とは東京証券取引所が定める業務規程及び有価証券上場規程、有価証券上場規程施行規則、上場審査等に関するガイドライン等、本信託に定める受益権を東京証券取引所に上場するにあたって適用される規則をいいます。
- (51)「消費税等」とは、第 6 条第 1 項に定める意味を有します。
- (52)「信託期間」とは、第 10 条第 1 項に定める期間をいいます。
- (53)「信託業法」とは、信託業法（平成 16 年法律第 154 号、その後の改正を含みます。）をいい、兼営法第 2 条第 1 項で、信託業務を兼営する金融機関に準用される場合を含みます。

- (54) 「信託財産」とは、信託法第2条第3項に規定する信託財産をいいます。
- (55) 「信託財産状況報告書」とは、信託業法第27条及び兼営法施行規則第19条第1項に従い、受託者が計算期間ごとに作成し、受益者に対して送付する、信託財産の状況等にかかる報告書をいいます。
- (56) 「信託終了日」とは、第66条の規定により本信託が終了する日をいいます。
- (57) 「信託設定日」とは、発行会社株式の信託を行う日（第7条に定める追加信託を行う日を含みます。）をいいます。
- (58) 「信託設定手数料」とは、第6条第1項に定める意味を有します。
- (59) 「信託費用」とは、本信託事務を処理するのに必要と認められる一切の費用をいい、租税、信託財産の交付に要する費用を含みますが、これらに限りません。ただし、訴訟費用は含みません。
- (60) 「信託法」とは、信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (61) 「信託報酬」とは、第61条第1項に定められる、本信託の信託事務の処理の対価として受託者の受ける報酬をいいます。
- (62) 「請求除外日」とは、第57条第1項に定める意味を有します。
- (63) 「政府機関」とは、本契約及び本契約によって企図される関連取引に関し管轄を有する日本及び外国の政府機関をいいます。
- (64) 「訴訟費用」とは、法的手続等にかかる費用をいい、弁護士費用を含みます。
- (65) 「損害等」とは、損害、損失、費用、責任等（第三者による請求、訴訟その他の結果による場合を含みますが、これらに限られないものとします。）をいいます。
- (66) 「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業をいいます。
- (67) 「直近上位機関」とは、振替法第2条第6項に規定する直近上位機関をいいます。
- (68) 「追加信託設定手数料」とは、第7条第3項に定める意味を有します。
- (69) 「追加信託設定手続」とは、第7条第5項に定める意味を有します。
- (70) 「提出締切日」とは、第43条第3項第3号に定める意味を有します。
- (71) 「転換」とは、委託者又は受益者が、その有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、受託者から受託株式の交付を受けることをいいます。
- (72) 「転換請求」とは、第63条第1項に定める意味を有します。
- (73) 「転換手続」とは、第63条第5項に定める意味を有します。
- (74) 「東京証券取引所」とは、株式会社東京証券取引所並びに東京証券取引所自主規制法人及びその承継法人をいいます。
- (75) 「倒産手続等」とは、破産手続、民事再生手続その他これらに類似する手続（将来制定されるものも含み、また、日本におけるものか、外国におけるものかにかかわらず。）をいいます。
- (76) 「当初委託者」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。

- (77) 「当初受益者」とは、第 31 条第 1 項に定める当初受益者をいいます。
- (78) 「当初の信託設定日」とは、令和 3 年 6 月 25 日をいいます。
- (79) 「白票」とは、定足数を満たすためだけの投票を意味し、制度上白票を投じることができない場合には、半数を賛成とし、残りの半数を反対として用いることとします。この場合、議決権の数が奇数であることにより、剰余の議決権が生じる場合には当該剰余の議決権については定足数を満たす目的においても行使しないものとします。
- (80) 「投票権行使期限」とは、第 42 条第 5 項第 3 号に定める意味を有します。
- (81) 「投票権行使書面」とは、第 42 条第 5 項第 3 号に定める意味を有します。
- (82) 「発行会社」とは、本契約の冒頭で定義される者をいいます。
- (83) 「発行会社株式」とは、別紙 1 に定める発行会社の株式をいいます。
- (84) 「払出証書等」とは、ゆうちょ銀行所定の払出証書及び配当金領収証のほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ又はゆうちょ銀行本支店等においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証書等をいいます。
- (85) 「犯罪収益移転防止法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (86) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業その他の集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体に属している者及びこれらの者と取引がある者、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号、その後の改正を含みます。）に基づき処分を受けた団体に属している者及びこれらの者と取引がある者、その他これらに類する団体に属している者をいいます。
- (87) 「振替機関」とは、振替法第 2 条第 2 項に規定する振替機関をいいます。
- (88) 「振替機関等」とは、振替法第 2 条第 5 項に規定する振替機関等をいいます。
- (89) 「振替口座簿」とは、振替法第 6 章の 2 第 2 節に規定する振替口座簿をいいます。
- (90) 「振替受益権」とは、振替法第 127 条の 2 第 1 項に規定する振替受益権をいいます。
- (91) 「振替分配日」とは、第 21 条第 5 項に定める意味を有します。
- (92) 「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (93) 「分配代り金支払請求権」とは、第 21 条第 5 項に定める意味を有します。
- (94) 「分配交換期限日」とは、第 21 条第 4 項に定める意味を有します。
- (95) 「法人税法」とは、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (96) 「法人税法施行令」とは、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号、その後の改正を含みます。）をいいます。

- (97) 「法的手続等」とは、本信託財産又は本受益権に関する訴訟その他の裁判手続、仲裁手続、調停手続、行政手続又は裁判外紛争解決手続をいいます。
- (98) 「法令等」とは、本契約に別段の定めのない限り、本邦内における本契約及び本契約に基づく取引又は委託者、受託者、受益者、発行会社その他の当事者に適用される法律、命令、政令、省令、規則若しくは通達、事務ガイドライン、監督指針、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断その他の公的機関、金融商品取引所若しくは振替機関の定める一切の規定、決定、指導等（自主規制機関の規則及び規定を含みます。）をいいます。
- (99) 「本契約」とは、本契約冒頭に定める意味を有します。
- (100) 「本契約締結日」とは、令和3年5月25日をいいます。
- (101) 「本受益権」とは、本信託の受益権をいいます。
- (102) 「本信託」とは、本契約に基づき設定される信託をいいます。
- (103) 「本信託財産」とは、本信託の信託財産をいいます。
- (104) 「本引受契約」とは、本契約の前文で定める引受契約をいいます。
- (105) 「本募集」とは、本契約の前文で定める意味を有します。
- (106) 「有価証券信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券をいいます。
- (107) 「利害関係人」とは、信託業法第29条第2項第1号（同法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。）及び兼営法施行令第10条に規定する株式の所有関係又は人的関係において信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者をいいます。
- (108) 「利害関係人等」とは、第14条第2項に定める意味を有します。

（委託者の表明・保証）

第3条 各委託者は、受託者及び発行会社に対し、それぞれ、本契約締結日及び各信託設定日（当該委託者が本契約に基づく信託設定を行う信託設定日をいいます。以下、本条から第6条まで同じです。）において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 当該委託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
- (2) 当該委託者による本契約の締結及びその義務の履行は、当該委託者の会社の目的の範囲内の行為であり、当該委託者は本契約の締結及び履行につき法令等上及び当該委託者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 当該委託者は、第一種金融商品取引業を行うことができる者であること。
- (4) 本契約は、本契約の全当事者により締結された場合、日本の法令に基づき、当該

委託者の適法で有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。

- (5) 当該委託者による本契約の締結及びその義務の履行は、法令等及び当該委託者の定款、業務方法書その他の内部規則に抵触又は違反するものではないこと。
 - (6) 当該委託者は、適格機関投資家（金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいいます。）であり、本契約の締結に先立って、信託業法第25条の説明を要しない旨、受託者に対し表明していること。
 - (7) 当該委託者が、反社会的勢力であるという事実はないこと。
 - (8) 当該委託者の財務・経営状況若しくは経済状況、又は当該委託者による本契約の締結、その義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行に対し、重大な悪影響を及ぼすようないかなる法的手続等も係属しておらず、当該委託者の知る限りこれらが係属するおそれもないこと。
 - (9) 当該委託者は、債務超過、支払停止又は支払不能若しくはその他の無資力の状態にはないこと。当該委託者に関して、倒産手続等の申立がなされた事実はなく、かつ申立原因事由も存在していないこと。当該委託者は、解散決議を行っておらず、解散命令を受けておらず、当該委託者の知る限りそのおそれもないこと。また、本契約の締結及びその義務の履行により、当該委託者が支払停止又は無資力若しくは支払不能の状態に陥るおそれはなく、また、当該委託者に関して倒産手続等の申立原因となる事実が生じないこと。
 - (10) 本契約により企図された本信託の設定、発行会社株式の信託並びにその他の取引は、正当な目的に基づきなされ、また、当該委託者の債権者を害することにはならず、当該委託者は、かかる債権者を害することとなるとの認識若しくは意図又はその他の不法な意図を有していないこと。
 - (11) 当該委託者は、第6条又は第7条に従い発行会社株式に関する一切の処分権限を含む所有権を受託者に移転させ、真正に信託譲渡する意図を有すること。
- 2 各委託者は、受託者及び発行会社に対し、各信託設定日において、当該委託者により本信託に信託される発行会社株式につき、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
- (1) 当該委託者の知る限り、当該発行会社株式は当該委託者のみに帰属し、当該委託者のみが当該発行会社株式に関する一切の所有権を有していること（委託者を含む引受団により当該発行会社株式が連帯して買取引受けされ、当該買取引受けの対象株式について委託者が本契約に基づく信託設定を行う場合には、委託者のみが当該発行会社株式を買取引受けしたものとみなし、本項を適用するものとします。）。また、当該委託者の知る限り、当該発行会社株式が当該委託者以外の者に帰属し又は当該委託者以外の者が当該発行会社株式に関する所有権を有していることを疑わせる事情がないこと。ただし、本契約の当事者は、委託者が発行会社の株主名簿上その株主として記録されるものではないことを認識しており、本項

に基づく委託者の表明保証は、かかる事実に基づく当該発行会社株式に係る所有権に関する制約を除くものとします。

- (2) 当該委託者の知る限り、当該発行会社株式には、先取特権、担保権その他の負担又は制限（シンガポール共和国法上これらに類するものを含みます。）が付着していないこと。また、当該委託者の知る限り、当該発行会社株式には、先取特権、担保権その他の負担又は制限（シンガポール共和国法上これらに類するものを含みます。）が付着していることを疑わせる事情がないこと。
- (3) 当該発行会社株式について、譲渡その他の処分を制限する当該委託者が当事者である契約は存在していないこと。

- 3 前2項における各委託者による表明保証が本契約締結日、又は当該委託者が本契約に基づいて信託設定を行った各信託設定日現在において虚偽又は不正確であったことが判明し、このことを原因として、本契約締結日又は当該信託設定日以後において、受託者（固有財産及び本信託財産の計算における場合を含みます。）が損害等を被った場合、当該委託者はその損害等を直ちに賠償しなければなりません。本条に定める各委託者の表明保証に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、当該委託者は、速やかにその旨を受託者に対して書面により通知しなければなりません。ただし、当該通知により、当該委託者の表明保証違反の責任が宥恕又は軽減されることはありません。

（受託者の表明・保証）

第4条 各受託者は、委託者及び発行会社に対し、それぞれ、本契約締結日及び各信託設定日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 当該受託者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、自己の財産を所有する完全な権能及び権利を有し、現在従事している事業を行い、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
- (2) 当該受託者による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行は、当該受託者の会社の目的の範囲内の行為であり、当該受託者は本契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき法令等及び当該受託者の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 当該受託者は、銀行法第2条第1項に規定する銀行であり、かつ兼営法第1条第1項に基づく認可を受け、兼営法に定める信託業務を適法に営むことができる者であること。
- (4) 本契約は、本契約の全当事者により締結された場合、日本の法令に基づき、当該受託者の適法で有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (5) 当該受託者による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図さ

れる取引の実行は、法令等及び当該受託者の定款その他の内部規則に抵触又は違反するものではないこと。

(6) 当該受託者が、反社会的勢力であるという事実はないこと。

(7) 第3条第1項各号、第3条第2項各号及び第5条第1項各号がそれぞれ真実かつ正確である限度において、第6条第1項に基づき委託者により発行会社株式が信託され、受託者が当該発行会社株式の振替手続の完了を確認した場合、本受益権は適法かつ有効に発行されること。また、受託者は、本受益権に先取特権、担保権その他の負担又は制限を設定していないこと。

(8) 当該受託者の財務・経営状況若しくは経済状況又は当該受託者による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行に対し、重大な悪影響を及ぼすようないかなる法的手続等も係属しておらず、当該受託者の知る限りこれらが係属するおそれもないこと。

(9) 当該受託者は、債務超過、支払停止又は支払不能若しくはその他の無資力の状態にはないこと。当該受託者に関して、倒産手続等の申立がなされた事実はなく、かつ申立原因事由も存在していないこと。当該受託者は、解散決議を行っておらず、解散命令を受けておらず、当該受託者の知る限りそのおそれもないこと。また、本契約の締結及びその義務の履行により、当該受託者が支払停止又は無資力若しくは支払不能の状態に陥るおそれはなく、また、当該受託者に関して倒産手続等の申立原因となる事実が生じないこと。

2 前項における各受託者による表明保証が本契約締結日、又は各信託設定日現在において虚偽又は不正確であったことが判明し、このことを原因として、本契約締結日又は当該信託設定日以後において、委託者、受益者又は発行会社が損害等を被った場合、当該受託者はその損害等を直ちに賠償しなければなりません。本条に定める各受託者の表明保証に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合、当該受託者は速やかにその旨を委託者、受益者及び発行会社に対して書面により通知しなければなりません。ただし、当該通知により、当該受託者の表明保証違反の責任が宥恕又は軽減されることはありません。

3 各受託者は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、受益者のために忠実に信託事務の処理その他の行為をします。

(発行会社の表明・保証)

第5条 発行会社は、受託者及び委託者に対し、本契約締結日及び各信託設定日（ただし、第5号については各信託設定日）において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。ただし、次の第7号から第9号に掲げる事項については、本契約に基づく受益証券発行信託を設定するための受託者に対する発行会社株式の移転を除いて、委託者が発行会社株式の移転その他の処分を行わないことを前提とします。

- (1) 発行会社は、シンガポール共和国の法令に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有する完全な権能及び権利を有し、現在従事している事業を行い、かつ、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要とされる完全な権能及び権利を有していること。
 - (2) 発行会社による本契約の締結及びその義務の履行並びに本契約において企図される取引の実行は、発行会社の会社の目的の範囲内の行為であり、発行会社はかかる本契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき法令等（シンガポール共和国の法令等を含みます。）及び発行会社の内部規則において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (3) 本契約は、本契約の全当事者により締結された場合、発行会社の適法で有効かつ法的拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (4) 発行会社が、反社会的勢力であるという事実はないこと。
 - (5) 本信託に信託される発行会社株式は、全額払込済みであり、真正に授権されており、かつシンガポール共和国の法令等に基づき適法かつ有効に発行され、有効に存続していること。
 - (6) 委託者による受託者に対する発行会社株式の移転は、適用あるシンガポール共和国の法令及び発行会社の定款等の内部規則に違反するものではないこと。
 - (7) 本信託に信託される発行会社株式は当該委託者のみに帰属し、当該委託者のみが当該発行会社株式に関する一切の所有権を有していること。
 - (8) 本信託に信託される発行会社株式について、委託者が当該株式を発行会社以外の第三者から取得した場合には、発行会社の知る限り（いかなる検討や調査も行われないものとします。）、当該株式には、先取特権、担保権その他の負担又は制限が付着していないこと。本信託に信託される発行会社株式について、委託者が当該株式を発行会社から取得した場合には、当該株式には、先取特権、担保権その他の負担又は制限が付着していないこと。
 - (9) 本信託に信託される発行会社株式について、譲渡その他の処分を制限する発行会社が当事者である契約は存在していないこと。
- 2 前項における発行会社による表明保証が本契約締結日又は各信託設定日現在において虚偽又は不正確であったことが判明し、このことを原因として、本契約締結日又は当該信託設定日以後において、受託者、委託者又は受益者が損害等を被った場合、発行会社はその損害等を直ちに賠償しなければなりません。本条に定める発行会社の表明保証に関し、誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合には、発行会社は、速やかにその旨を受託者に対して書面により通知しなければなりません。ただし、当該通知により、発行会社の表明保証違反の責任が宥恕又は軽減されることはありません。

第2章 信託の設定、信託財産

(信託の設定)

第6条 当初委託者は、当初の信託設定日において、受託者に対し、条件決定日に定められる数の発行会社株式を信託し、受託者はこれを引き受けます。当初委託者は、受託者と連名で株式の名義書換書面を発行会社の名簿管理人に送付し、受託者が当初委託者に対して別途通知するカストディー口座に当該発行会社株式を名簿管理人は送り届けます。受託者は、本項に基づく当該発行会社株式の口座への入庫手続の完了を確認した後、当初受益者に対して発行会社株式の株数に受益権付与率を乗じた口数の本受益権を発行し、当初受益者はこれを取得します。その際、受託者は、当初委託者に対して、委託者と受託者が別途定める手数料（以下「信託設定手数料」といいます。）並びにこれに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の相当額の支払を請求します。受託者は、発行会社に対して、かかる信託の引受けを通知します。なお、当初委託者は、上記条件決定日において定められる発行会社株式数を、その決定後直ちに（遅くとも条件決定日当日中に）、受託者に通知します。

- 2 受託者は、各信託設定日における信託が法令等に抵触する場合、受託者がシンガポール共和国の法令等の規制により信託が許容されない旨の通知を発行会社、政府機関その他の機関から受領した場合又は受託者が第3条及び第5条の委託者及び発行会社の表明保証のうちいずれかが虚偽若しくは不正確であると合理的に判断する場合には、これを引き受けません。

(追加信託)

第7条 委託者は次の各項に従い、発行会社株式を追加で信託することができ、受託者は次の各項に従い、かかる追加信託を引き受けなければなりません。本項に定める追加信託の手続については、第6条第1項の規定を準用します。

- 2 委託者は、発行会社株式以外の財産を信託することはできません。
- 3 受託者は、各委託者に対して、第1項に定める追加信託の際、当該委託者と受託者が別途定める手数料（以下「追加信託設定手数料」といいます。）及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求します。
- 4 受託者は、追加信託が法令等に抵触する場合、受託者が法令等（シンガポール共和国の法令等を含みます。）の規制により追加信託が許容されない旨の通知を発行会社若しくは政府機関その他の機関から受領した場合又は受託者が第3条及び第5条の委託者及び発行会社の表明保証のうちいずれかが虚偽若しくは不正確であると合理的に判断する場合には、第1項の追加信託を引き受けません。
- 5 第1項にかかわらず、受託者は、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、第1項の追加信託の引受けを停止すること又は追加信託の申込を受け付けた後における受託者において必要な手続（以下「追加信託

設定手続」といいます。)を中断若しくは取り消すことができます。

- (1) 委託者が追加信託設定手数料及びこれに係る消費税等の相当額を、第3項の規定に従って支払わないことが確実であると受託者が合理的に判断した場合
 - (2) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事情により、追加信託設定手続が実施できない場合
 - (3) カストディアンにおいて、当該カストディアンへの新たな受託株式の保管の委託の実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、追加信託設定手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合
 - (4) 発行会社がシンガポール共和国で設定した発行会社株式にかかる第19条第1項第1号に定める権利にかかる基準日と当該基準日に関する第19条第1項に定める本受益権の権利確定日が同一でない場合
 - (5) その他、追加信託の申込の受付又は追加信託設定手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合
- 6 追加信託等の事情によって新たに受益者となる者について、受託者が犯罪収益移転防止法により定められる取引時確認等を行う義務を負う場合には、委託者は受託者によるかかる取引時確認等を代行します。

(信託財産)

第8条 本信託財産は、第6条及び第7条に基づき信託された財産並びにこれらから生じた財産により構成されます。本信託財産には、受託株式及び受託株式にかかる受取配当金、利息その他の給付金(かかる給付金は受託株式の分割、株式配当又は株式無償割当てにより生じた発行会社株式(1株未満の端数を含みます。)の売却代金及び受託株式に配当された有価証券その他の財産の売却代金も含みます。)及び第20条による信託期間中の金銭等の給付、第69条に従う残余財産の給付、又は信託報酬、手数料若しくは信託費用、及びこれに係る消費税等の相当額の支払等のために一時的に本信託財産となる金銭等以外の財産は含まれないものとします。また、本信託財産である受託株式はすべて同一種類の有価証券(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号、その後の変更を含みます。)第1条の2第2号に定義される意味によるものとします。)であるものとします。

(信託財産の分別管理)

第9条 受託者は、信託法及び信託業法に従い、本信託財産を固有財産及び他の信託財産と分別して管理するものとします。なお、受託株式等については、受託者は、第12条及び第13条に基づき選任されるカストディアンを通じて、受託者の固有財産に帰属する有価証券でカストディアンが受託者のために別途管理するもの(もしあれば)と分別して管理させるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、本信託財産に属する金銭につき、信託目的の

達成に支障がない範囲内で、受託者の裁量により、運用方法を同じくする他の信託財産と合同して預金等で運用することができます。合同して運用した信託財産について生じた損益は、運用金額及び運用日数に応じて各信託の信託財産に帰属します。なお、当該運用は第 14 条第 1 項の規定による銀行勘定への帰属による運用を行うことが困難であると受託者が合理的に判断する場合に限られます。

第3章 信託事務

(信託期間)

第10条 本信託の信託期間は、当初の信託設定日から信託終了日までとします。

2 前項にかかわらず、信託の清算が終了するまで、本信託は存続します。

(信託財産の運用)

第11条 受託者は、本信託財産の運用は行いません。

2 受託者は、本信託財産の金銭等を第 9 条及び第 14 条第 1 項に従い管理します。

(信託事務の委託)

第12条 受託者は、信託業法第 22 条第 3 項各号に掲げる業務を第三者（利害関係人を含みます。以下、本条において同じです。）に委託することが適当であると判断した場合に、当該第三者に委託することができます。

2 前項のほか、受託者は、信託業務の一部について、次の各号に掲げる基準に適合する第三者に委託することができます。

- (1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の執行に懸念がないこと。
- (2) 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
- (3) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産について分別管理を行う体制が整備されていること。
- (4) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

3 受託者は、利害関係人に対して前 2 項の委託を行う場合、信託法、信託業法その他法令に反しない限りにおいて、受託者が合理的に妥当と判断した条件に基づいて行うものとします。

(カストディアン)

第13条 受託者は、受託株式等の保管業務について、発行会社と協議のうえ、法令等（シンガポール共和国の法令等を含みます。）、第 12 条第 1 項に従いシンガポール共和国所在のカストディアンを選定し、その業務を委託します。

- 2 受託者は、カストディアンが辞任等により不在になる場合には、発行会社と協議のうえ、新たなカストディアンを速やかに選任します。
- 3 受託者は、カストディアンが株式の保管業務の委託先として不適当であると判断した場合には、発行会社と協議のうえ、新たなカストディアンを速やかに選任します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、受託株式等のうちカストディアンで保管することができない有価証券があった場合には、受託者は、発行会社と協議のうえ、法令等（シンガポール共和国の法令等を含みます。）及び第1項に従い、第1項で選定したカストディアン以外の者に当該有価証券の保管業務を委託することがあります。

（自己取引等）

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、特段の事情がない限り、本信託財産に属する金銭を受託者の銀行勘定で預かります。この場合、受託者は、受託者の普通預金利率により生じた利子を本信託財産に帰属させるものとします。

- 2 受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、受託者（受託者が受託する他の信託財産を含みます。）又は受託者の利害関係人若しくは第12条及び第13条に定める委託先（以下これと利害関係人を総称して、「利害関係人等」といいます。）との間で、第18条第1項の円貨への変換、第22条第2項及び第5項並びに第24条第1項の発行会社株式の売却並びに第23条第4項の財産の売却にかかる取引を本信託財産のために行うことがあります。この場合における取引は、取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格、普通預金利率その他の公正な条件によるものとします。
- 3 前2項の場合、受託者は、第29条に定める報告において、信託業法第29条第3項の要請を満たすこと（同項ただし書に該当する場合を含みます。）をもって、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。
- 4 本信託から受領する外貨の円貨への変換は、第18条に従って、原則として受託者が行います。
- 5 受託者は、第13条におけるカストディアンを務めることがあります。

（競合取引）

- 第15条 受託者は、受益者の利益を害することを目的としない限りにおいて、受託者（受託者が受託する他の信託財産を含みます。）又は受託者の利害関係人の計算において、第18条、第22条、第23条及び第24条に定める取引と同種の取引を行うことがあります。
- 2 前項の場合において、受託者は、信託法第32条第3項に定める通知を行わないものとします。

(訴訟等への対応)

第16条 受託者が発行会社以外の者を相手方として法的手続等を開始しようとする場合、受託者は事前に発行会社に対して通知するものとします。

- 2 受託者は、受益者からの申出により本信託財産に関し法的手続等を行った場合、当該受益者（受託者と個別に合意した者に限ります。）に対し、訴訟費用等の支払を請求できるものとします。

(損失の危険)

第17条 本信託においては、発行会社の信用状況等により、受益者に価値の減損、又は本信託財産に欠損が生じる場合があります。

- 2 受託者は、本信託に関し、信託業法第24条第1項第4号に違反するいかなる損失の補てん、元本の補てん及び利益の補足も行いません。また、委託者及び受益者は、これを受託者に求めることはできません。

(外貨の変換・分配)

第18条 受託者は、受託株式等にかかる配当金その他の分配金を外貨で受領したとき、又は受託株式等にかかる有価証券その他の資産の売却を行った場合にその売却金を外貨で受領したときには、適当と判断される手法により（受託者が受領した外貨を一旦自ら又は第三者を通じて別の外貨に変換したうえで円貨に変換することを含みます。）、円貨に変換し、第21条に従い、これを受益者に分配します。

- 2 前項の円貨への変換に際して用いる換算率は、受託者が現金配当等の受領を確認した日の翌銀行営業日に定める対顧客直物電信買相場（TTB レート）とします。ただし、為替の急激な変動、混乱が生じた場合又は前項括弧書きに定める複数回の変換を行う場合等には、受託者が合理的に適当と判断する換算率を用いることがあります。

- 3 受託者は、本契約の条項に従い、第1項の円貨への変換及び分配を外貨の受領確認後遅滞なく行います。ただし、外貨の受領確認の完了に時間を要した場合、為替市場の停止若しくは混乱等が生じ円貨への変換が困難な場合、又は税金その他政府関係費用を源泉徴収する必要がある場合等には、円貨への変換及び分配が遅れることがあります。受託者は、この間の当該金銭にかかる付利の義務を負いません。

- 4 全受益者又は特定の受益者に対する第1項の円貨への変換及び分配につき、政府機関その他の機関からの許可、免許、届出等の手続を必要とする場合、受託者は、当該許可又は免許の申請、届出の実施その他の手続を執り行う権限を有します。ただし、受託者は当該手続を執り行う義務を負いません。

- 5 第1項の円貨への変換及び分配につき、実施不可能である（変換後の通貨が必要期間内に取得できないことを含みます。）若しくは適法でないと受託者が判断した場合、前項の許可若しくは免許の申請若しくは届出の実施その他の手続が政府機関その他の機関により却下若しくは不受理とされた場合、又は、前項の許可若しくは免許の取

得若しくは届出にかかる費用が適当でない場合には、受託者は裁量により円貨への変換及び分配を行わないことができます。

6 受託者は、前項の場合には、受益者に通知します。

(権利確定日の設定)

第19条 受託者は、次の各号に掲げる場合には、発行会社と協議のうえ、当該各号に定める権利が与えられる受益者を確定するための日（以下「権利確定日」といいます。）を設定します。なお、権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者のみが、次の各号に定める権利を与えられます。

- (1) 受託者が、受託株式にかかる現金配当等、株式配当、株式分割、株式無償割当てその他の権利に関してその基準となる日についての通知を発行会社から受領した場合 これらを受託者を通じて受領し又は付与される権利
- (2) 受益権付与率を変更する場合 当該変更を経た後の受益権付与率に対応する発行会社株式に係る権利
- (3) 受託者が本受益権を分割する場合 当該分割後の本受益権
- (4) 受託者が本受益権を併合する場合 当該併合後の本受益権
- (5) 議決権行使等指図権行使手続を行う場合 議決権行使等指図権行使手続における指図権等
- (6) 第29条第1項の報告を行う場合 当該報告を受ける権利
- (7) 受益者決議手続を行う場合 受益者決議手続における投票権
- (8) 指図権行使手続を行う場合 指図権行使手続における指図権
- (9) 第69条第1項の残余財産の給付を行う場合 当該残余財産の給付を受ける権利
- (10) その他受託株式にかかる一切の事項について、受託者が必要であると判断した場合 当該事項にかかる権利

2 受託者は、発行会社と協議のうえ、原則として発行会社がシンガポール共和国で設定した発行会社株式にかかる前項第1号に定める権利にかかる基準日と当該基準日にかかる前項の権利確定日が同日となるよう設定し、同日とならない場合、当該基準日と当該権利確定日をできる限り近接させるよう努めるものとします。

(現金配当等)

第20条 発行会社は、受託株式につき現金配当等を行う場合には、合理的期間内に、受託者にその金額、発行会社がシンガポール共和国で設定した発行会社株式にかかる第19条第1項第1号に定める権利にかかる基準日及び現金配当等を行う日を書面により通知することとします。

2 受託者は、カストディアンから前項の通知にかかる現金配当等の金額の入金の連絡を受け次第、第18条に従い円貨に変換します。

3 受託者は、次の方法により、受益権一口当りの信託分配単価の算出を行います。信

託分配単価は、前項により変換された円貨総額から別紙2に規定する金額を上限とする分配金支払に関する手数料を控除した残額を、受益権の総口数で除して算出するものとします。

- 4 受託者は、現金配当等にかかる権利確定日現在の受益者に対して、前項に規定する受益権一口当たりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税（地方税を含みます。）を適用される範囲で控除した残額を分配します。その算出の際に生じた1円未満の端数は、切り上げるものとし、当該切り上げによって生じた分配に必要な金銭の不足額は、受託者の信託報酬を減額することにより補充します。

（分配金支払の方法）

第21条 受託者は、第20条の定めによる分配については、受益者の選択に従い、銀行振込による方法又は払出証書等による方法その他受託者が指定する方法によって行います。

- 2 受託者が銀行振込による方法によって支払を行う場合、受益者の指定する銀行口座への振込手続が完了した時に、受託者は第20条に定める分配義務を履行したものとみなされます。
- 3 受託者が払出証書等による方法によって支払を行う場合、受益者は、受託者が別途指定する者（受託者その他金融機関及び郵便局を含みますが、これらに限られません。）に対し払出証書等を提出することにより、当該金銭を受領します。この場合、受託者は、受益者が当該金銭を受領した時に第20条に定める分配義務を履行したものとみなされます。
- 4 受益者は、払出証書等による方法によって分配を受ける場合、当該分配にかかる支払が可能となった日から1箇月後の応当日（以下「分配交換期限日」といいます。）までに当該分配にかかる支払を受領するものとします。
- 5 受託者は、分配交換期限日の翌銀行営業日（以下「振替分配日」といいます。）に、未払となっている分配にかかる金銭を受託者の固有財産である銀行勘定に帰属させる方法により分配を行います。受益者は、振替分配日以後は、受託者の固有勘定に対し分配にかかる金銭の支払を請求する債権（当該債権に利息は生じないものとします。以下「分配代り金支払請求権」といいます。）を取得します。この場合、受託者は、受益者が分配代り金支払請求権を取得した時に第20条に定める分配義務を履行したものとみなされます。
- 6 受益者が分配代り金支払請求権を振替分配日から10年間行使しないときは、分配代り金支払請求権は時効により消滅するものとします。

（株式配当・株式分割・株式無償割当て）

第22条 発行会社は、受託株式につき株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う場

合には、合理的期間内に、その数量、発行会社がシンガポール共和国で設定した発行会社株式にかかる第 19 条第 1 項第 1 号に定める権利にかかる基準日及び当該株式配当、株式分割又は株式無償割当てを行う日を受託者に書面により通知することとします。

- 2 受託者は、株式配当、株式分割又は株式無償割当てにかかる権利確定日現在の受益者に対して、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した発行会社株式に対応する新たな受益権を発行し、受益者の受益権の口数に応じて割り当てます。ただし、当該割り当てが困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した発行会社株式につき、当該受益者が保有する本受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付するか、かかる株式配当、株式分割又は株式無償割当てにより取得した発行会社株式を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に分配するものとします。
- 3 前項にかかわらず、受益権付与率を変更することにより発行すべき受益権又は処分又は受益者に交付すべき発行会社株式が発生しない場合、受託者は前項に基づく受益権の発行又は発行会社株式の処分若しくは受益者への交付を行うことなく、信託財産として管理します。
- 4 発行会社は、第 1 項の株式配当、株式分割又は株式無償割当てにつきシンガポール共和国において源泉徴収がなされた場合には、その支払証明書を受託者に速やかに提出するものとします。
- 5 受託者は、第 1 項の株式配当につき日本国内において源泉徴収がなされる可能性があるとは判断した場合（結果的に源泉徴収がなされない場合を含みます。）には、当該株式配当により割り当てられた発行会社株式を売却し、売却金額を、株式配当にかかる権利確定日現在の受益者に対し第 20 条第 2 項乃至第 4 項に準じて、分配します。

（その他の権利）

第23条 発行会社は、受託株式につき現金配当等、株式配当、株式分割及び株式無償割当てで得られる財産以外の財産（新株予約権を含みます。）の分配を行うことを希望する場合には、合理的期間内に、その内容（発行会社以外の者の発行する有価証券についてはその者の名称その他の必要な情報を含みます。）及び金額又は数量、発行会社がシンガポール共和国で設定した発行会社株式にかかる第 19 条第 1 項第 1 号に定める権利にかかる基準日並びに当該分配を行う日を受託者に書面により通知することとします。

- 2 受託者は、前項の通知を受領した場合には、当該分配にかかる財産の受益者への交付の法令等上の適法性及び実行可能性について発行会社と協議し、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす場合（ただし、第(3)号及び第(4)号についてはいずれかを満たすことで足りる。）には、受益者に対して次項に定める方法に従って当該財産の交

付を行います。発行会社は、当該財産の交付に際して必要な協力を行うものとします。

(1) 発行会社が、受託者に対して前項の通知を適式に行うこと。

(2) 受託者が、受益者に対する当該財産の交付が合理的に実行可能であると判断すること。

(3) 受託者による当該財産の交付につき、金融商品取引法その他法令等（シンガポール共和国その他の国の法令等を含みます。以下、本条において同じです。）に基づく認可、届出等が不要であること、及び発行会社又は発行会社の法律顧問がその旨受託者に対して書面にて示すこと。

(4) 受託者による当該財産の交付につき、金融商品取引法その他法令等に基づく必要な認可、届出等が発行会社により行われ、効力を発していること、及び発行会社又は発行会社の法律顧問がその旨受託者に対して書面にて示すこと。

(5) 受託者が、法令等に定められている必要書類を発行会社から適時に受領すること。

3 受託者は、当該財産の交付に際して、権利確定日を設定し、法令等で許容される範囲内において、権利確定日時点の各受益者へ当該財産の交付を行います。

4 受託者は、第2項各号の条件が満たされない場合で、かつ以下の各号のいずれかを満たす場合には、受託者が売却可能であるとその裁量で判断する場所及び条件で、当該財産を売却し、売却金額を、当該財産の交付にかかる権利確定日現在の受益者に対し、第20条第2項乃至第4項に準じて分配します。

(1) 受託者による当該財産の売却につき、金融商品取引法その他法令等に基づく認可、届出等が不要であること、及び、発行会社又は発行会社の法律顧問がその旨受託者に対して書面にて示すこと。

(2) 受託者による当該財産の売却につき、金融商品取引法その他法令等に基づく必要な認可、届出等が発行会社により行われ、効力を発していること、及び発行会社又は発行会社の法律顧問がその旨受託者に対して書面にて示すこと。

5 受託者が、前項による当該財産の売却をすることができない場合には、受託者は、当該財産を受領する権利を放棄します。

（端株処分）

第24条 以下の各号の行為により、1株未満の発行会社株式を受託者が取得する場合、又は計算上、発行会社株式に対応する新たな受益権を発行し受益者の受益権の口数に応じて各受益権に対して割り当てた場合に当該受益権の口数に対応する発行会社株式の数に1株未満の端数部分が生じる場合には、受託者は、適当な方法を用いて、当該1株未満部分の発行会社株式又は当該端数部分の解消に必要な限度の発行会社株式を受託者の裁量で売却し、売却金額を、受益者の受益権の口数に応じて受益者に対して、第20条第2項乃至第4項に準じて分配します。

(1) 第22条第1項の株式配当、株式分割又は株式無償割当て

(2) 株式併合

- 2 受託者が、前項による当該財産の売却をすることができない場合には、受託者は、発行会社の1株未満の端数部分又はこれを受領する権利を放棄します。ただし、当該権利を放棄することが実務上困難な場合、受託者は、発行会社株式の1株未満の端数部分を信託報酬として収受することができます。

(権利の分配にかかる受託者の免責)

第25条 受託者は、第4条第3項に従い信託事務を遂行している限りにおいて、第20条乃至前条に規定する信託事務につき、以下に掲げる事項において責任を負いません。

- (1) 全受益者又は特定の受益者への受託株式にかかる権利の分配が適法であるか又は実行可能であるかの判断の結果生じた損失等
 - (2) 受託株式にかかる権利の分配に関して、発行会社の依頼により、発行会社の代わりに受益者へ送付した書類の内容
 - (3) 受託者が前条の規定による発行会社株式の売却をすることができなかったこと
 - (4) 前条の規定による売却にかかる売却価格
- 2 発行会社、受託者又はカストディアンが、受託株式等にかかる権利又は財産の分配につき税金その他政府関係費用を源泉徴収する必要がある場合、受益者へ分配される金額は、源泉徴収額相当額分減額されます。受託者が、当該権利又は財産の分配につき源泉徴収すべき税金その他政府関係費用があると判断した場合、受託者は、当該権利又は財産の全部又は一部を税金その他政府関係費用を支払うのに必要な分だけ、受託者の裁量で処分します。
- 3 受益者は、発行会社株式を直接保有する者と同じ条件で、受託株式等にかかる権利又は財産を受領すること及びそれらを行使することはできません。

(発行会社による開示等の通知の提供義務)

第26条 発行会社は、金融商品取引法その他法令等に基づく開示義務、東京証券取引所が定める上場規則等に基づく開示及び通知にかかる義務、又は証券保管振替機構が定める規則等に基づく通知義務に従い、所轄財務局、東京証券取引所若しくは証券保管振替機構に情報を提出若しくは通知した場合又は情報を公表した場合には、内容を問わず、すべて受託者及び委託者に提出又は通知します。当該情報の提出及び通知における発行会社による言語の選択は、個々の規則に基づくものとします。なお、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)又はTDnetにより電子開示を行う場合には、当該電子開示の手続を行った旨を受託者及び委託者に通知することにより、当該電子開示に係る書類の受託者及び委託者への提出を省略することができるものとします。

(信託の会計)

第27条 受託者は、本信託における会計については、一般に公正妥当と認められる企業

会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌して行うものとします。

- 2 本信託において法人税法第2条第29号ハ(2)で定める利益留保割合は、法人税法施行令で定める割合を超えないものとします。

(計算期日及び計算書)

第28条 本信託の計算を行う日（以下「計算期日」といいます。）は、毎年3月末日及び信託終了日とし、信託終了日を本信託の最終の計算期日とすることとします。

- 2 受託者は、各計算期日において、当初の信託設定日又は直前の計算期日の翌日から当該計算期日までの期間（以下「計算期間」といいます。）における貸借対照表、損益計算書その他法令で定める書類を作成します。

(信託財産の状況の報告)

第29条 受託者は、信託法その他の法令等の定めに従い、各計算期間における信託財産状況報告書の記載事項のほか、業務委託に係る事項、自己又は利害関係人等との取引状況等について、当該計算期日後遅滞なく受益者に報告します。

- 2 受託者は、前項に規定する報告をもって、信託法第37条第3項に定める報告に代えるものとします。
- 3 受託者は、第1項に定める報告については、東京証券取引所の定める開示方法により内容を正確に開示することにより行い、受益者からの要請がない限り、信託財産状況報告書及び信託業法第29条第3項に規定する書面を受益者に対し交付しません。
- 4 前項にかかわらず、受託者は、信託業法その他の法令等の定めに従い、信託財産状況報告書又は信託業法第29条第3項に規定する書面を受益者に対し交付しなければならない場合には、権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対して当該各書面を送付する方法により当該各書面を交付します。この場合、受託者は、受益者のうち同意を得た者に対して、書面の交付に代えて電磁的方法（信託業法第26条第2項に規定する方法をいいます。）により提供することができます。

(課税)

第30条 発行会社が受託者に対して発行会社又はその代理人が発行会社の税務報告をシンガポール共和国の当局へ提出するために必要な情報の提供を要請した場合、受託者は、自ら又はカストディアンを通じて、当該情報を発行会社又はその代理人に対して提供します。

- 2 受託者（その代理人又はカストディアンも含みます。）又は発行会社（その代理人も含みます。）は、受託株式の株主たる受託者に適用される租税条約又は法令等に従って受託株式等への配当その他の分配に課される税金を減額又は免税とするために必要な報告を提出します。

- 3 受託者（又はカストディアン）は、発行会社からの指示に従い、実行可能な限り、受託株式等への配当その他の分配に関して、配当金その他の利益に課せられる源泉徴収税を還付、租税条約又は法令等により減額することを確保するために必要な事務手続を自ら又はカストディアンを通じて行います。ただし、受託者は、受託株式等にかかる配当金等に源泉徴収がなされた場合において、その還付請求等を行う義務を負いません。受益者は、当該源泉徴収税の減額を確保するために、納税者状況、居住及び受益権所有（可能であれば）の証明書の作成及び提出、保証書等の作成及び提出、その他必要な情報の提供を行います。
- 4 発行会社（又はその代理人）が分配から税金その他政府関連費用を源泉徴収した場合、又は当該分配にかかるその他の税金（印紙税、キャピタルゲインにかかる税金その他類似する税金を含みます。）を支払った場合、発行会社は、自ら又はその代理人を通じて、源泉徴収された税金その他政府関係費用の金額及びその情報並びに納税書又は行政機関へのその他の支払証明書を受託者に対して速やかに送付します。受託者は、受託者又はカストディアンによって源泉徴収された税金、及び発行会社により源泉徴収された税金（当該情報が発行会社から受託者に提供された場合）について、受益者に報告します。受託者及びカストディアンは、当該証明書が発行会社により受託者又はカストディアンへ提出された場合以外は、源泉徴収された税金その他政府関係費用の発行会社（又はその代理人）による送金証明書又は発行会社による税金の支払証明書を受益者へ提出する必要はないものとします。受託者及びカストディアンは、受益者の所得税納税義務に対して支払われた外国税に基づく税額控除を、受益者が取得できなかった場合の責任を負いません。
- 5 受託者は、本契約に定めがある場合を除き、発行会社の納税状況についての情報を受益者へ提供する義務を負いません。また、受託者は、受益者が負担すべき税金に対する責任を負いません。

第4章 委託者

（委託者）

第31条 本信託は、みずほ証券株式会社が当初委託者兼当初受益者となります。

- 2 本信託の設定後、第一種金融商品取引業を適法に営む者であって受託者が認めた者は、第7条第1項に基づく追加信託を行うことにより、新たに委託者に加わることができます。
- 3 受託者は、前項に従って委託者に加わろうとする者をして、受託者との間で、大要別紙4の様式により、委託者の追加に係る覚書を締結させるものとします。委託者に加わろうとする当該者は、当該本信託について、委託者の追加に係る覚書を締結し、かつ、第7条第1項に基づく追加信託を行った時から委託者としての地位及び権利義

務を有します。

(委託者の権利)

第32条 委託者は、本契約に定めがあるものを除き、信託法に規定する委託者の権利義務を一切有さず、また義務を負いません。

2 委託者は、本信託財産の管理又は処分を一切指図できません。

3 委託者は、信託業法第26条第1項に規定する書面の交付を要しない旨、承諾します。受託者は、委託者からの要請があった場合に速やかに当該書面を交付します。

(委託者の地位の譲渡)

第33条 受託者及び発行会社が書面により認めたときは、委託者は、何らの追加の継続的義務を負うことなく、その委託者の地位を譲渡することができます。

第5章 受託者

(共同受託者)

第34条 MUTB 及び MTBJ は、信託法に従い、次の各項に定めるとおり職務を分掌し信託事務の処理について決定し、これを執行します。

2 MUTB が分担する信託事務は、以下に掲げる各号に記載する事務及びこれらに関連する事務とします。

(1) 本信託財産にかかる議決権等の株主権の行使

(2) 税金、報酬、諸費用の支払及び信託の計算並びにその指図

イ 委託者又は発行会社からの信託報酬及び手数料の受入事務

ロ 本信託財産に関する税金及び信託事務の処理に要する諸費用の支払事務

ハ MTBJ に対する、信託損益の処理事務並びに本信託財産の経理及び計算事務の指図

ニ 毎計算期日における信託の損益計算事務及び本信託財産に関する報告書の作成事務

ホ 信託終了時の最終計算事務及び本信託財産に関する報告書の作成事務

ヘ 法人税法施行令第14条の4第9項で定める納税地の所轄税務署長への書類の提出

(3) 受益権原簿、証券保管振替機構の通知に基づき作成する受益者名簿、その他これに付属する帳簿の作成、管理及び備置きに関する事務

(4) 信託分配金の計算並びに信託分配金の支払のために必要な事務（所得税及び地方税に関する納税事務を含みます。）

(5) 受託株式にかかる株式配当、株式の分割・併合、株式無償割当て、子会社株式

の分配等による割当計算（端数計算を含みます。）及びその一部又は全部の売却処分代金の計算

- (6) 受託株式にかかる株式配当、株式の分割・併合、株式無償割当て及び子会社株式の分配等にかかる売却処分代金の円貨への変換及び受益者に対する分配
- (7) 前各号に付随する事務、その他受益者の権利の保全に必要な事務
- (8) 前各号に定める信託事務のほか、次項の各号に定める MTBJ が分担する信託事務以外の事務

3 MTBJ が分担する信託事務は、以下に掲げる各号に記載する事務及びこれらに関連する事務とします。

(1) 本信託財産の受渡

- イ 委託者からの本信託財産の受入（追加信託も含みます。）事務
- ロ 信託の終了又は解約に伴う本信託財産の受益者への交付
- ハ その他本信託にかかる本信託財産の受入又は交付

(2) 本信託財産の処分等

- イ 本信託財産の売却
- ロ 本信託財産に属する金銭の預金等への運用
- ハ その他本信託に定める本信託財産にかかる取引の実行

(3) 本信託財産の保管及び決済

- イ 本信託財産の保管及び保全行為
- ロ 本信託財産の売却等に伴う受渡及び決済
- ハ 本信託財産を外国で保管する場合に、カストディアンと保管契約を締結し、保管を委任すること
- ニ その他本契約に定める範囲内で、本信託財産の保管及び保管に関連する事項の全部又は一部について第三者に委託すること

(4) 税金、報酬及び諸費用の支払事務並びに信託の計算事務

- イ 本信託財産からの信託報酬の受入事務
- ロ 本信託財産に関する税金及び信託事務の処理に要する諸費用の支払事務
- ハ 追加信託、本信託の一部解約その他の場合における経理事務
- ニ 信託損益の処理並びに本信託財産の経理及び計算事務
- ホ 毎計算期日における信託の損益計算事務及び本信託財産に関する報告書の作成事務の補助
- ヘ 信託終了時の最終計算事務及び本信託財産に関する報告書の作成事務の補助

(5) 本信託財産にかかる源泉徴収事務

- イ 本信託財産たる有価証券等に関する税務手続

4 信託法第 80 条第 7 項本文の規定にかかわらず、受益者の意思表示については、MUTB に対してすることを要します。

(共同受託者の責任)

第35条 MUTB 及び MTBJ は、そのいずれかが受託者としての義務に違反した場合には、受益者に対し、連帯して責任を負います。

(信託事務の処理に関する報告等)

第36条 第 34 条の職務分担にかかわらず、MTBJ の職務分担に属する信託事務の処理に関する報告については、MUTB が責任をもってこれを行います。ただし、MUTB はこれを MTBJ に行わせることができるものとします。

(受託者の任務の同時終了)

第37条 受託者の一方について、第 71 条に従う辞任、第 72 条に従う解任その他の事由によりその任務が終了する場合には、他の受託者についても同時にその任務が終了します。

(受託者の単一性)

第38条 発行会社は、本信託が存続する限り、発行会社株式又は発行会社の発行する株式と同等の性格を有する有価証券を信託財産とする有価証券信託受益証券を金融商品取引所への上場を目的として日本において発行する場合には、本信託の受託者以外の者を受託者とした受益権の発行を認めないものとします。

2 第 71 条又は第 72 条に従い新受託者の選任が決定している場合には、前項の限りではありません。

第6章 受益者

(受益者)

第39条 本受益権を有する者を受益者とします。

2 本受益権を譲り受けてこれを保有することにより、受益者は、本契約の条件につき了承し、同意したものとみなされます。

3 受益者は、本契約に規定される権利及び法令等により制限することのできない受益者の権利のみを有し、それ以外の権利（受託株式にかかる配当請求権、株主名簿閲覧請求権その他受託株式の株主としての一切の権利を含みますが、これに限られません。）を有しません。

(受益者の権利行使)

第40条 本信託においては、6 箇月以上本受益権を保有する受益者に限り、信託法第 44

条第1項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。

(受益者への通知等)

第41条 受託者は、法令等に別段の定めのある場合を除き、本契約及び信託法に基づく受益者への通知を、証券保管振替機構から通知された受益者の氏名又は名称及び住所に対して発することとします。

2 受託者は、本契約に定めるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令等に違反するものについてはこの限りではありません。

(受益者の意思決定)

第42条 受益者の意思決定は、本条に定める方法(以下「受益者決議手続」といいます。)により行います(第43条第1項に定める議決権行使等指図権行使手続又は第44条第2項に定める指図権行使手続を行う場合を除きます。)

2 受益者決議手続は、受託者が必要と認める場合には、いつでも、行うことができます。受託者は、受益者決議手続を行おうとする場合は、合理的期間内に、受益者決議手続を行う旨を発行会社に対し書面により通知します。当該通知は受益者決議手続が行われる旨と、想定される実施日を含むものとします。

3 総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。受託者は、かかる受益者決議手続の請求があった場合には、前項に基づき、受益者決議手続を行うものとします。

4 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、第19条第1項第(7)号に基づき受益者決議手続における投票権についての権利確定日を設定し、当該権利確定日の2週間前までに、当該権利確定日を公告します。

5 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならないものとします。

(1) 受益者決議手続の決議日(以下「受益者決議日」といいます。)

(2) 受益者決議手続の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 受益者による投票権行使のための受託者所定の書面(以下「投票権行使書面」といいます。)の提出期限(以下「投票権行使期限」といいます。)

6 受益者決議手続を行うには、受託者は、受益者決議日の2週間前までに、第4項の権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対し、書面をもってその通知を発しなければならないものとします。受託者は、当該通知の写しを発行会社へ送付することとします。当該通知には、前項各号に掲げる事項を記載し、投票権行使書面を添付しなければならないものとします。また、受託者は、かかる通知に際しては、投票権の行使について参考となるべき事項

を記載した書類を添付することができます。

- 7 受益者は、受益者決議手続において、その保有する受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使します。ただし、受益権が当該受益権にかかる信託の信託財産に属するときは、受託者は、当該受益権については、投票権を有しないものとします。
- 8 受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数の投票により成立し、投票の過半数をもって行います。ただし、信託法第 42 条の規定による責任の免除にかかる意思決定の方法についての信託行為の定めは、すべての受益者の一致によってこれを決するものとします。また、決議の結果、賛成又は反対の投票数のいずれもが、投票の過半数に達しなかった場合においては、当該受益者決議手続の決議は行われなかったものと扱います。
- 9 受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができるものとします。
- 10 投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなします。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなします。
- 11 受益者決議手続の決議は、本信託のすべての受益者に対してその効力を有するものとします。
- 12 受託者は、受益者決議手続の決議の結果（第 8 項の規定に従い、受益者決議手続の決議が行われなかったものとみなされる場合はその旨）について、受益者及び発行会社に報告するものとします。
- 13 本条の他の規定にかかわらず、各委託者若しくは全委託者の権利を害し、又は委託者に債務若しくは義務を課し、又はその他悪影響を及ぼすことになる事項に関して、受益者は、受託者に対して、受益者決議手続を請求することはできず、また受託者はかかる受益者の請求には応じません（ただし、受益者の請求に応じないことが法令等の違反を構成する場合を除きます。）。

（受託株式の議決権行使）

第43条 発行会社は、受託株式についての①株主総会における議決権行使、又は②①にかかる同意又は委任状の勧誘（以下①及び②を総称して「議決権行使等指図権行使手続」といいます。）を行う場合には、合理的期間内に、その議決権行使等指図権行使手続にかかる株主総会の開催日又は同意の期日（以下「開催日等」といいます。）を受託者に書面により通知することとします。なお、発行会社は、本契約に定める場合を除き、受託株式につき、議決権行使等指図権行使手続との関係において他の発行会社株式と異なる取り扱いをしないものとします。

- 2 受託者は、前項の通知を受領した場合には、議決権行使等指図権行使手続にかかる権利確定日を第19条第1項第5号に基づき設定します。
- 3 発行会社は、第1項に従い開催日等の通知を行った場合には、受託者に対し開催日等の遅くとも28日前までに、発行会社による議決権行使等指図権行使手続にかかる議案の数又は同意事項若しくは委任事項の数を書面により通知し、また、開催日等の遅くとも21日前までに、(i) 発行会社がその株主のために作成した、当該株主総会の招集通知（議案を含みます。）又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面、及び(ii) 発行会社の定款又は受託株式の条項に基づき、権利確定日における受益者が、受益権に表章される受託株式にかかる議決権又は同意若しくは委任（以下「議決権等」といいます。）について、受託者に指図する権利を有することとなる場合には、東京証券取引所が定める上場規則等に従い当該条項の主要部分の要約を記載した書面を、邦文にて必要部数交付することとします。受託者は、発行会社の費用負担により、かつ、法令等上許容されていることを条件に、以下の各号に掲げる書面を作成し、権利確定日時点の受益者に対し交付します。ただし、受託者は、発行会社が本項第1文の行為を行わない限り（発行会社による交付書面が議決権行使等指図権行使手続を履行するために十分な内容ではないと受託者が合理的に判断する場合を含みます。）、議決権行使等指図権行使手続にかかる事務を行う義務を負わないものとします。
- (1) 受益者のために作成した当該株主総会の招集通知及び議決権の行使にかかる指図書又は受益者のために作成した同意事項若しくは委任事項を記載した書面及び同意の指図書若しくは委任状（以下「議決権行使等指図書等」といいます。）
 - (2) 法令等、本契約、発行会社の定款及び受託株式の条項に基づき、権利確定日における受益者が、議決権等について、受託者に指図する権利を有する旨の説明文
 - (3) かかる議決権等の指図の方法を示した簡略な説明文（受益者から受託者への議決権行使等指図書等の提出期限（以下「提出締切日」といいます。）を示したものを含みますが、これに限られません。）
- 4 提出締切日は開催日等の5営業日前以降の日（受託者が別途定めるものとします。）とし、受益者は、受託者所定の方法（電磁的方法を含みます。）に従い議決権行使等指図書等を提出するものとします。受託者は、開催日等の3営業日前以降の日（受託者が別途定めるものとします。）までに当該議決権等の指図を集計し（受託者は、議決権行使等指図権行使手続にかかる権利確定日から開催日等が経過するまでの期間に受託株式が増減した場合であっても、当該集計を調整する義務を負いません。）、その結果を発行会社に提出します。
- 5 受益者は、議決権等の指図について、整数の受益権についてのみ行うことができます。
- 6 受託者は、次に定めるところに従い、議決権等を行行使し、又はカストディアンに議決権等を行行使するよう指図するものとします。ただし、法令等（シンガポール共和国の法令等も含みます。）、本契約、発行会社の定款又は受託株式の条項に違反すると受

託者が判断したときは、(受託者はシンガポール共和国の法令等、発行会社の定款及び受託株式の条項についての調査義務を負いません。)かかる行使又は指図を行ないません。

イ 提出締切日までに議決権行使等指図書等による有効な議決権等の指図を受益者から受領した受益権に表章される受託株式については、当該議決権等の指図に従います。

ロ 提出締切日までに議決権行使等指図書等による議決権等の指図を受益者から受領していない受益権に表章される受託株式については、第 10 項に規定する通りに扱います。

7 受託者及びカストディアンは、受益者から提出締切日までに受領した議決権行使等指図書等に従う場合、第 11 項に規定される場合、又はその他本契約により企図される場合を除き、受益権に表章される受託株式について、その議決権等について自らの裁量で行使せず、かつ、定足数を満たすことを目的とした又はその他の目的で議決権等の行使は行いません。

8 受託者は、受益者から提出締切日までに議決権行使等指図書等を受領した場合であって、当該議決権行使等指図書等において指図が指定されていないとき、又は当該議決権行使等指図書等が明確な指図を欠くときは、白票とみなします(受益者に交付された招集通知又は同意事項若しくは委任事項を記載した書面に記載があり、当該記載が受託者により当該指図がどのように扱われるべきか明確な指図を欠く場合を除きます。)

9 受益者は、議決権行使等指図書等の所定欄に明記することにより、その有する議決権等を統一しないで行使することができるものとします。

10 受託者が、第 2 項及び第 3 項に定める手続を履践し、かつ、提出締切日までに受益者から議決権行使等指図書等を受領しなかった場合は、白票とみなします。

11 受託者は、書面により発行会社により要求された場合には、株主総会の定足数を満たすことを唯一の目的として、議決権等の行使につき前各項の規定の適用による指図を得られないすべての受託株式にかかる議決権等につき白票を投じることとします。

12 本契約又は受益権のいかなる条項にかかわらず、受託者は、かかる措置を講ずることが日本法その他の法令等に違反する場合には、株主総会又は同意若しくは委任状の受益者に対する勧誘についての措置を講ずるいかなる義務も負いません。

13 発行会社は、受益者が受託株式にかかる議決権等を行行使することを可能にするために合理的に必要な一切の措置を講じることと同意します。受託者は、発行会社から、発行会社の費用負担により作成される、受託者により講ずることが要求される措置についての日本の法律顧問の意見書(受託者の合理的に満足する内容であることを要します。)を受領しない場合、当該要求される措置を行う義務を負わないものとします。

14 受益者は一般に、又は個別の受益者についても、議決権等の指図を適時に受託者に対して行うことを可能にするのに十分な時間を与えられて上記の通知を受領するこ

とは保証されていません。

- 15 MUTB は、その本店において、発行会社から受領した、委任状勧誘に関する資料を含むすべての通知、報告及び連絡であって、(a) 受託株式等の保有者の資格において受託者又はカストディアンによって書面により受領され（電磁的方法により受領された場合は含みません。）、かつ、(b) 受託株式等を構成する証券と同じ種類を構成する本株式その他の証券の保有者に対し、発行会社により一般的に開示されているものについて、受益者の閲覧に供します。受託者は本契約に従い発行会社からかかる通知、報告及び連絡を受領した場合には、その写し（書面又は電磁的記録によるもの）を受託者に対し交付します。

（受託株式に関する意思表示）

- 第44条 受託者が、受託株式に関して、発行会社から意思表示を求められた場合には、適時に実行可能かつ法令等により許される限り、第 42 条に基づく受益者決議手続又は第 43 条に基づく議決権行使等指図権行使手続により受益者の意思を確認したうえで、発行会社に対して書面により意思表示（目的である事項について受益者が異なる内容の投票（投票をしないことを含みます。）を行った場合において、投票内容ごとの全投票権数に占める投票数の割合等を回答することを含みます。）を行います。
- 2 前項に掲げる場合において、受益者決議手続及び議決権行使等指図権行使手続が適時に実行可能でない場合又は法令等により許されない場合（受託株式についての意思表示が特定時点の発行会社株式の保有者に認められており、受託者が当該時点の受益者の意思の確認を行うにあたり受益者決議手続を適時に行うことができない場合を含みますが、これに限られません。）には、前項の規定にかかわらず、受託者は、受益者決議手続及び議決権行使等指図権行使手続を行うことなく、本項に定める以下の方法（以下「指図権行使手続」といいます。）により受益者の意思を確認したうえで、発行会社に対して書面により意思表示を行います。受託者は、指図権行使手続の目的である事項についての指図結果（指図をしないことを含みます。）ごとの全指図権数に占める指図権数の割合（以下本条において「指図権割合」といいます。）に応じてかかる意思表示を行います。そのような意思表示が法令等により許されない場合には、指図権を有する受益者の指図の過半数の結果（以下本条において「過半数結果」といいます。）に従って統一的に意思表示を行うものとします。また、受託者は、実行可能な限りにおいて、①第 19 条第 1 項第 8 号に基づき設定された権利確定日後に第 7 条に基づく追加信託が行われた場合には、当該追加信託により発行される本受益権を加えた本受益権について、また②かかる権利確定日後に転換が行われた場合には、当該転換の対象である本受益権を控除した本受益権について、本項に基づき発行会社に対して意思表示を行います（なお、①及び②のいずれの場合も、指図権割合及び過半数結果は変更されないものとし、指図権割合が変更されないことにより意思表示を行う単位未満の端数が生じた場合には、当該端数については受託者の合理的な裁量に

より対応します。)

- (1) 受託者は、発行会社から受託株式について意思表示を求められている内容、意思表示に係る指図権行使のための受託者所定の書面（以下「指図権行使書面」といいます。）、及び指図がなされるべき期限を記した資料を MUTB に備え置きます。
 - (2) 受益者は、指図権行使書面を前号に基づき定められた指図がなされるべき期限までに受託者に交付することにより受託者に対して指図を行います。
 - (3) 第 42 条第 7 項、第 9 項、第 10 項、第 11 項及び第 12 項は、本項に基づく指図権行使手続について準用します。なお、発行会社が東京証券取引所において受託株式についての意思表示の結果を開示する場合には、第 42 条第 12 項は準用されず、受託者は、指図権行使手続の結果について、受益者に報告することを要しません。
- 3 発行会社に対して受託者が前項の意思表示に係る書面を適時に返送するために十分な時間がない場合には、受託者が、前項の受益者の意思の確認を行うことができない場合があります。

第7章 受益権

（受益証券の不発行）

第45条 本信託は、信託法第 185 条第 1 項の定めのある信託とします。

- 2 受託者は、振替法第 127 条の 3 第 1 項に従い、本受益権を表示する受益証券を発行しません。受益者は、本信託について、本受益権の口数に応じて均等の権利を有します。
- 3 受託株式に係る権利の内容と重要な点で異なる内容の本受益権は発行されません。
- 4 本受益権について振替口座簿中の保有欄等において一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、振替法の規定及び振替機関が定める規則等に従います。

（受益権の譲渡）

第46条 本受益権の譲渡は、受益者が、譲渡を行う本受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をすることにより行います。

（受益権の譲渡の効力要件）

第47条 本受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、その効力を生じません。

(受益者の権利行使)

第48条 受益者が本受益権の行使（ただし、受益債権の行使を除きます。）をするには、振替法第127条の27第3項本文の規定により書面の交付を受けたうえ、受託者に当該書面を提示しなければなりません。

2 受益者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該本受益権についての振替法第127条の4第3項各号に掲げる事項（ただし、主務省令で定めるものを除きます。）を証明した書面の交付を請求することができます。ただし、当該本受益権について、既に本項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りではありません。

3 前項本文の規定により書面の交付を受けた受益者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった本受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることができません。

(受益権買取請求)

第49条 受益者が第57条の規定により当該本受益権を買い取ることを請求した場合には、受託者は、当該受益者に対し、当該本受益権の代金の支払をするのと引換えに当該本受益権について受託者の口座を振替先口座とする振替を当該受益者の直近上位機関に対して申請することを請求することができます。

(受益権原簿)

第50条 受託者は、本受益権発行後、遅滞なく、受益権原簿を作成します。

(受益権原簿記載事項)

第51条 受益権原簿には、本受益権について振替法の規定の適用がある旨及び次の事項を記載します。

- (1) 各受益権にかかる受益債権の給付の内容、弁済期（弁済期の定めがないときは、その旨）その他の受益債権の内容
- (2) 受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容
- (3) 受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定め要旨
- (4) 受益証券の番号、発行日、記名式・無記名式の別及び無記名式の受益証券の数
- (5) 委託者の氏名又は名称及び住所（なお、委託者は、本信託に信託する発行会社株式に関する信託設定日以降、受益権原簿記載の委託者にかかる記載の変更について受益者に通知する義務を負いません。）
- (6) 受託者の氏名又は名称及び住所

- (7) 信託監督人に関する事項
- (8) 受益者代理人に関する事項
- (9) 信託行為において特定の内容の受益権については受益証券を発行しない旨の定めがあるときは、当該定めの内容
- (10) 受益権原簿管理人に関する事項
- (11) 限定責任信託であるときは、その名称及び事務処理地
- (12) 本信託の条項

(受益権原簿の備置き及び閲覧等)

第52条 受益権原簿は、MUTBの主たる事務所に備え置きます。

- 2 受益者その他の信託法第190条第2項に規定される利害関係人は、受託者に対して同項に掲げる受益権原簿の閲覧又は謄写を請求することができます。この場合において、当該請求を行う者は、当該請求の理由を明らかにしなければなりません。
- 3 前項の請求があった場合、信託法第190条第3項各号に該当すると認められる場合を除き、受託者はこれを拒むことはできません。
- 4 発行会社が受託者に対して受益権原簿の閲覧又は謄写を請求し、かつ当該請求がシンガポール共和国の法令等に基づく適法な請求である場合には、受託者は、法令等で許容される範囲内において、当該請求を認めることができます。

(個人データの共同利用)

第52条の2 受託者は、受益者の個人データ（証券保管振替機構から通知されたものに限ります。）を、以下の利用目的のために発行会社との間で共同利用するものとします。

- (1) 受益者の動向の確認
- (2) 受益者の状況に関する当局宛て報告又は開示等

(振替受益権)

第53条 本受益権は、振替法に基づき、振替受益権として証券保管振替機構が取り扱うものとし、受託者は、証券保管振替機構に対して、かかる取扱いがなされることについて同意します。

- 2 本受益権の権利の帰属は、振替法第127条の2第1項に従い、振替口座簿の記載又は記録により定まります。

(開示請求の制限)

第54条 受益者は、受託者に対して、他の受益者の氏名又は名称及び住所、他の受益者が有する受益権の内容その他の他の受益者に関する情報の開示を請求することはできません。

(発行会社等による受益権の取得)

第55条 発行会社が受益者との合意により本受益権を金銭により取得しようとする場合、発行会社は、次の事項を含むその詳細を記した書面を提案された取得日より合理的期間内に受託者へ提出するものとします。

- (1) 取得する本受益権の数
- (2) 本受益権の取得価額
- (3) 本受益権を取得することができる期間
- (4) 取得の方法
- (5) 発行会社による本受益権の取得が法令等上及び実務上可能であることの表明及び保証

- 2 発行会社が前項の書面を受託者に提出した場合、受託者は、発行会社による本受益権の取得が法令等上及び実務上可能であると判断した場合に限り、(ただし、受託者は、受託者にとって明白な誤りのない限り、前項第5号の発行会社の表明及び保証に依拠できるものとします。)すべての受益者に対して、発行会社が本受益権を取得しようとしている旨及びその詳細を通知するものとします。受託者は、受益者がその取得に応じようとする場合の手続についても遅滞なく書面により通知するものとします。
- 3 受益者が本受益権の譲渡しの申込みをした場合には、発行会社は、当該申込みのなされた本受益権の譲受けの承諾をするものとします。ただし、受益者が申込みをした本受益権の総数が、第1項第1号の数を超えるときは、発行会社により取得される受益権は、受託者により按分比例により選択されます。
- 4 受託者は、①本受益権の口数と本信託財産である受託株式の数に不整合が生じた場合(当該不整合を解消するために必要な限度に限ります。)、②発行会社及び受益者を害しないことが明らかな場合、又は③その他信託を継続するために必要な場合において、その裁量により、本受益権を取得し、その取得した本受益権を消却することができます。

第8章 契約の変更

(契約変更)

第56条 受託者は、信託法第103条第1項各号に掲げる事項に係る信託の変更(以下「重要な信託の変更」といいます。)に該当しない場合又は信託の目的に反しない場合(ただし、受益者の利益に適合しないと受託者が合理的に判断する場合を除きます。)には、発行会社及び委託者の同意を得て(かかる同意は不合理に拒絶されません)、その裁量により、本契約を変更することができます。なお、発行会社は、かかる変更後

遅滞なく、変更後の本契約の内容を東京証券取引所で開示しますが、信託法第 149 条第 2 項に定める通知は行いません。

- 2 前項の変更には、適用ある法令等の改正又は解釈の変更その他事情の変更により、受託者の責任、負担若しくは受託者が行うべき事務が加重され又は受託者の権利が制限される場合に行う変更であって、信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるときも含まれます。
- 3 第 1 項に該当しない場合には、受託者は、本契約第 42 条に定める受益者決議手続（ただし、第 3 項を除きます。）において受益者の承認を得ることにより、本契約を変更することができます。
- 4 受益者は、受託者の利益を害しないことが明らかである場合であっても、受託者の事前の同意なく、本契約を変更することはできません。

（受益権取得請求）

第57条 本信託について重要な信託の変更がなされる場合には、これにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限にかかる信託の変更の場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。）は、営業日（請求除外日として別紙 5 に定める日（以下「請求除外日」といいます。）を除きます。）に、受託者に対し、自己の有する本受益権を、本受益権一口あたり、受託株式の一株あたりの市場価格等をもとに受益権付与率等を踏まえて算定される、受託者が適正と判断する価格で取得することを請求することができます。この場合、受益者は、受託者が定めた期日までに、受託者が定めた方法により、受託者が指定した口座に受益権を振り替えるものとします。

- 2 本信託について分割がなされる場合には、これらにより損害を受けるおそれのある受益者（ただし、信託の目的の変更及び受益権の譲渡の制限にかかる信託の変更に伴って信託の分割がなされる場合には、損害を受けるおそれのあることを要しません。）は、受託者に対し、自己の有する本受益権を、本受益権一口あたり、受託株式の一株あたりの市場価格等をもとに受益権付与率等を踏まえて算定される、受託者が適正と判断する価格で取得することを請求することができます。この場合、受益者は、受託者が定めた期日までに、受託者が定めた方法により、受託者が指定した口座に受益権を振り替えるものとします。
- 3 前 2 項に従い、受託者が本受益権を取得するときは、受託者は当該受益権を自己の銀行勘定で取得するものとします。
- 4 受託者は、当該受益者に対して、第 1 項又は第 2 項に基づく請求に係る手数料及びこれに係る消費税等の相当額の支払を請求することができます。
- 5 重要な信託の変更又は第 2 項の信託の分割に賛成する旨の意思を表示した受益者は、受託者に対して、第 1 項及び第 2 項に基づく請求をすることはできません。

第9章 上場

(金融商品取引所への上場)

第58条 本契約の当事者は、発行会社が、本受益権について、東京証券取引所に上場申請を行っていることを認識し、これを了承しています。

2 本受益権は、東京証券取引所の定める上場規則等に基づき東京証券取引所の承認を得たうえで、東京証券取引所に上場されるものとします。

3 発行会社は、他の当事者に対して、本受益権を東京証券取引所又は受益権を上場するための許認可を有する他の日本国内の金融商品取引所における上場を維持するために最大限努力することに同意します。

(金融商品取引所規則等の遵守)

第59条 発行会社は、本受益権が東京証券取引所に上場された場合には、東京証券取引所の定める上場規則等を遵守し、東京証券取引所がその上場規則等に基づいて受益権に関して行う上場廃止又は売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(異種株式受益権の上場)

第60条 本信託の受託株式とは異なる内容の発行会社の株式について受益証券発行信託が設定され、当該受益証券発行信託にかかる受益権（以下本条において「他の受益権」といいます。）が東京証券取引所に上場された場合には、他の受益権は本受益権とは別に取り扱われます。

第10章 信託報酬・手数料及び信託費用

(信託報酬・手数料)

第61条 受託者は、本契約及び発行会社又は委託者が受託者と別途合意する内容に従い、本契約にかかる信託報酬及び手数料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を収受することができるものとします（ただし、受託者が本信託財産又は受益者から収受する信託報酬及び手数料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額については本契約に定めるものに限られるものとします。）。

2 第14条第1項により信託財産に帰属した利息及び信託財産から生じた利息等は、第28条第2項又は第70条第1項に定める計算期間内に生じたものにつき、当該計算期間の計算期日の翌日に受託者が信託報酬として全額受領します。

3 受託者は、第20条第3項により生じた手数料、第63条第7項により生じた手数料、第69条第3項により生じた手数料を、その発生の都度信託報酬又は手数料とし

て全額受領します。

- 4 本契約又は信託法で許容される場合を除き、受託者は、すべての受益者の承諾がなければ、本信託又は本信託財産にかかる報酬にあてるために本信託財産を使用又は処分してはなりません。

(信託費用)

第62条 信託費用は、本契約に特段の定めがある場合を除いて発行会社の負担とし、発行会社は受託者と別途合意する内容に従ってかかる信託費用を受託者に支払います。

- 2 受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるには、信託法第48条第3項の規定にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しません。

- 3 本契約又は信託法で許容される場合を除き、受託者は、すべての受益者の承諾がなければ、本信託又は本信託財産にかかる費用にあてるために本信託財産を使用又は処分できません。

第11章 受益権の転換

(転換請求)

第63条 受益者（委託者を除きます。以下本条において同じです。）は、本受益権が上場されている間（ただし、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。）、指定転換販売会社に申し込むこと（以下「交換申込」といいます。）により、指定転換販売会社に対して、その有する本受益権の全部又は一部について、受益権付与率に応じた株数の発行会社株式と交換することができます。ただし、受益者が交換を申し込んだ本受益権の口数に対応する発行会社株式の株数が整数でない場合には、整数になる限度において本受益権の交換申込が行われたものとみなします。指定転換販売会社は、受益者から本項に基づく交換申込があった場合、当該交換申込に基づき当該受益者から譲り受ける本受益権について、受託者に対して受益権付与率に応じた株数の発行会社株式への転換請求（以下「転換請求」といいます。）を行うものとします。

- 2 受託者は、転換請求に基づき、受託者が別途定める時期及び方法で、当該転換請求を行った指定転換販売会社に対して、当該転換請求に係る本受益権の口数に対応する株数の発行会社株式を交付するものとします。なお、かかる転換請求に基づく発行会社株式の交付により、転換請求の対象となった本受益権は消滅するものとします。
- 3 交換申込を受け付けた指定転換販売会社は、前項に基づく発行会社株式の交付を受けた場合、交換申込を行った受益者に対し、当該発行会社株式を交付するものとします。

- 4 前各項にかかわらず、法令等による制約又は実務上の理由（受益者が発行会社株式を受領することができる証券口座を保有していない場合を含みます。）により本受益権の転換により交付される発行会社株式を指定転換販売会社又は受益者が受領することができない場合、交換申込及び転換請求はできないものとします。
- 5 第1項乃至第3項にかかわらず、受託者は、以下に掲げる事由に該当する場合又は受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、転換請求の受付を停止すること又は転換請求を受け付けた後における受託者において必要な手続（以下「転換手続」といいます。）を中断若しくは取り消すことができます。
- (1) 別紙2に規定する転換手続において受益者が負担すべき手数料（以下「受益者転換手数料」といいます。）及び受益者転換手数料に係る消費税等の相当額の入金が指定転換販売会社又は受託者において確認できない場合
 - (2) 転換手続に先立ち、指定転換販売会社による受益者を確認する手続（本人確認書類の提示その他受託者が定めた手続を含みます。）が完了しない場合
 - (3) 東京証券取引所における本受益権の取引の停止、清算又は決済機能の停止その他やむを得ない事情があるため転換手続が実施できない場合
 - (4) カストディアンにおいて、発行会社株式の移転の実施が困難となる事情その他やむを得ない事由があるために、転換手続の実施に支障が生ずると受託者が認める場合
 - (5) 発行会社株式の権利行使基準となる日と第19条第1項に係る本受益権の権利確定日が同一でない場合において、転換手続を中断若しくは取り消すべきであると受託者が認めるとき（ただし、当該受託株式の権利行使の基準となる日以降本受益権の第19条第1項に係る権利確定日の前営業日までの期間に限ります。）
 - (6) その他、転換請求の受付又は転換手続を行うことで、本信託の運営に支障をきたすおそれがあると受託者が認める場合
- 6 受託者が転換請求の受付を停止したときは、指定転換販売会社は直ちにその旨を受益者に対して通知するものとします。この場合、受益者は、当該受付停止の当日に行った交換申込のうち、当該受付停止前に行った交換申込を撤回することができ、この場合には、当該交換申込に関連する指定転換販売会社の転換請求も撤回されたものとみなされます。受益者がその交換申込を撤回しない場合には、当該交換申込及び当該交換申込に関連する指定転換販売会社の転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の銀行営業日に受け付けたものとみなします。
- 7 受益者は、交換申込を行う場合、受益者転換手数料及び受益者転換手数料に係る消費税等の相当額を負担します。
- 8 交換申込及び転換請求は、第6項の場合を除き、撤回、取消又は中断することはできません。
- 9 受益者は、受託者に対して直接転換請求をすることはできず、本条の定めに従って交換申込を行うことができるのみとします。

- 1 0 前項にかかわらず、受益者たる委託者は、受託者に対し、受託者所定の手続を行うことにより、その有する本受益権の全部又は一部について転換請求を行うことができます。第5項第3号乃至第6号は、本項に基づく転換請求について準用します。
- 1 1 前項に定める転換請求がなされた場合において受託者が転換請求の受付を停止したときは、委託者は、当該受付停止の当日に行った転換請求のうち、当該受付停止前に行った転換請求を撤回することができます。委託者がその転換請求を撤回しない場合には、当該転換請求は、当該受付停止を解除した後の最初の銀行営業日に受け付けたものとみなします。
- 1 2 受託者は、第10項に基づく転換請求に係る転換手続がすべて完了した後、あらかじめ委託者に連絡した銀行営業日までに、受託者の指定する方法に従い、委託者に対して発行会社株式を交付します。ただし、第5項第3号乃至第6号に定める場合その他やむを得ない事情がある場合には、かかる交付が遅れる場合があります。
- 1 3 受託者は、第10項に基づく転換請求を受け付けるに際して、当該転換請求を行った委託者に対して、別途定める金額を上限とする委託者が負担すべき手数料（以下「委託者転換手数料」といいます。）及び委託者転換手数料に係る消費税等の相当額の支払を請求します。

（信託の一部解約による金銭受領の禁止）

第64条 受益者は、本信託の一部を解約して金銭を受領することはできません。

第12章 信託の終了

（信託の終了）

第65条 第66条に定める場合を除いて、発行会社、委託者、受託者又は受益者のいずれも本契約を終了させることはできません。

（信託の終了事由）

第66条 本信託は、信託法第163条第1号から第8号までに掲げる事由又は次の各号に掲げる事由のいずれかが発生したときに、当該時点において終了します。ただし、受託者は、受益者保護のために必要と判断する場合には、その終了時期を受託者が適当と認める時期とすることができます。

- (1) 本受益権の東京証券取引所での上場が廃止されたとき（他の国内の金融商品取引所に再び上場することが合理的に予想される場合は除きます。）。
- (2) 法令等（シンガポール共和国の法令等を含みます。）又は裁判所若しくは監督官庁の命令により、本信託の終了が必要となったとき。
- (3) 前号に定める場合以外の事由により信託の継続が困難であると受託者が判断

- し、信託の終了につき第 42 条の規定に従って受益者の承認が得られたとき。
- (4) 本契約の当事者（受託者を除きます。）が本契約上の義務につき重大な違反を犯したとき。ただし、委託者は、当該重大な違反を行ったことを認識した場合、遅滞なく発行会社及び受託者に対して通知するものとし、当該通知を発行会社が受領してから合理的な期間内に、発行会社が当該委託者を受託者により承認された新たな委託者に置き換えたときには、信託は終了しないものとします。（かかる承認は不合理には拒絶されません。）
 - (5) 受託者の辞任又は解任後、新受託者が選任されず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
 - (6) 発行会社について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが 14 日以内に却下されず又は取り下げられなかったとき。
 - (7) 発行会社につき管轄を有する裁判所により清算若しくは解散の命令がなされた場合又は清算若しくは解散の決議が有効になされた場合
 - (8) 発行会社の金銭債務に関して債務不履行が発生し、かつ継続している場合（ただし、発行会社の事業運営若しくは財務状態又は本信託の存続に重大な悪影響を与えない場合を除く。）
 - (9) 信託費用又は信託報酬が本契約に基づいて支払われず、かかる事態が解消されないことが合理的に見込まれるとき。
 - (10) 証券保管振替機構が本受益権を振替受益権として取り扱うことを中止し又は取りやめたとき。
 - (11) 本信託が法人税法第 2 条第 29 号ハに定める特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき。
 - (12) 本受益権が有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき。
 - (13) 本引受契約又は発行会社の特定の株主と当初委託者との間で令和 3 年 6 月 17 日又は同日頃に締結される予定の株券貸借契約が本募集の払込期日において有効でないとき。

（終了事由の通知）

- 第67条 発行会社は、信託法第 163 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事由又は前条各号（ただし、第 3 号、第 9 号、及び第 10 号を除きます。）に該当する事由が発生した（その蓋然性が高い場合も含みます。）ものとその合理的裁量により判断した場合には、直ちに受託者にその旨を書面により通知するものとします。
- 2 受託者は、第 66 条に該当する事由が発生したことを知った場合には、直ちに発行会社はその旨を書面により通知するものとします。ただし、前項に基づいて、発行会社が受託者に通知した事由についてはこの限りではありません。

（信託の清算職務）

第68条 第 66 条により信託が終了したときには、受託者は、信託法第 177 条の職務を行います。

(残余財産の交付等)

第69条 残余財産は、受益者がその給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受領する権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。

- 2 受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権のすべての金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。
- 3 受託者は、かかる本信託の清算手続において、受託株式の償還等により受領した金額又は残余財産である受託株式（又はその残余財産）を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額から別紙 2 に定める手数料（以下「残余財産給付手数料」といいます。）及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用（もしあれば）を控除した金額を、他の金銭（もしあれば）と共に受益者に給付するものとします。ただし、当該処分が困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、処分を行うことなく、当該受益者が保有する本受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付することができます。なお、受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。
- 4 受託者は、前項の清算手続に際して外貨を受領した場合には、第 18 条に準じて円貨に変換します。
- 5 受託者は、受託者が清算手続で受領した金銭に係る付利の義務を負わず、付利を行いません。また、受託者は、清算手続において、他の金融機関で生じた金利等も給付せず、当該金利等を第 3 項の手数料として収受することができます。
- 6 受託者は、第 3 項の金銭の給付については、銀行振込による方法、証券口座振込による方法、又は払出証書等による方法その他受託者が決定する方法（当該時点で実施可能な方法に限ります。）によって行います。
- 7 受託者が銀行振込による方法又は証券口座振込による方法によって給付を行う場合、受益者の指定する銀行口座又は証券口座への振込手続が完了したときに、受託者は本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。
- 8 受託者が払出証書等による方法によって給付を行う場合、受益者は、受託者が別途指定する者（受託者その他金融機関及び郵便局（銀行代理業者）を含みますが、これらに限られません。）に対し当該証書を提出することにより、当該金銭を受領します。この場合、受託者は、受益者が当該金銭を受領したときに本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。
- 9 受益者は、払出証書等による方法によって給付を受ける場合、当該給付に係る給付交換期限日までに当該給付に係る支払を受領するものとします。
- 10 受託者は、振替分配日に、未払となっている給付に係る金銭を受託者の固有財産で

ある銀行勘定に帰属させる方法により給付を行います。受益者は、振替分配日以後は、受託者の固有勘定に対し給付に係る給付代り金支払請求権を取得します。この場合、受託者は、受益者が給付代り金支払請求権を取得したときに本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。

- 11 受益者が給付代り金支払請求権を振替分配日から 10 年間行使しないときは、給付代り金支払請求権は時効により消滅するものとします。
- 12 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、本条に基づく処理の結果に関して受益者に生じうる一切の損害等について責任を負いません。
- 13 第 68 条又は本条に基づく信託財産の交付又は処分については、発行会社又は受託者に適用される法令等（シンガポール共和国の法令等を含みます。）において譲渡制限又はそれに類する制限がある場合には、それに従うものとします。

（最終計算）

- 第70条 受託者は、第 69 条の信託事務を終了した時には、本信託に関する最終の計算を行い、最終の計算期間に関する本信託財産にかかる報告書を作成し、信託が終了した時点における受益者に対し書面により通知をすることにより、その承認を得るものとします。
- 2 受益者等が受託者から前項の計算の通知を受領してから、1 箇月以内に異議を述べなかった場合には、当該受益者等は、同項の計算を承認したものとみなします。

第13章 受託者の辞任・解任

（受託者の辞任）

- 第71条 受託者は、受託者が正当な事由があると合理的に判断する場合は、受益者、東京証券取引所、証券保管振替機構及び発行会社に対して 3 箇月前までに通知することにより、辞任することができます。
- 2 前項に基づき受託者が辞任した場合、発行会社又は受益者は、新受託者を選任します。ただし、発行会社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、辞任した受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求します。
 - 3 第 1 項に基づき受託者が辞任した場合、受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行います。
 - 4 受託者のうち一方が本契約の定めに従い解任され、又は辞任した場合、他の一方の受託者も同時に辞任したものとみなされます。

（受託者の解任）

- 第72条 受託者は、信託法第 58 条第 1 項又は第 4 項に定めるときに限り、解任されま

す。

- 2 受託者の解任の場合、発行会社又は受益者は、新受託者を選任します。ただし、発行会社又は受益者が新受託者を選任しない場合は、第 66 条に従い、信託は終了します。
- 3 受託者の解任の場合（前項ただし書の場合を除きます。）、解任された受託者は、信託事務の計算を行い、本信託財産を新受託者に交付し、信託事務の引継ぎを行います。
- 4 第 1 項により受託者の任務が終了した場合には、受託者であった者は、受益者に対する信託法第 59 条第 1 項に規定する通知は行わないものとします。

第14章 委託者の地位の喪失

（委託者の地位の喪失）

第73条 委託者が本契約上の義務につき重大な違反を犯した場合、又は委託者について倒産手続等の開始の申立てがなされ、これらの申立てが合理的な期間内に却下されず若しくは取り下げられなかった場合において、受託者は、発行会社と協議の上、当該委託者に通知を行うことにより、当該委託者から本契約上の委託者の地位を失わせることができます。この場合において、当該委託者は、委託者の地位を喪失した時まで発生した本契約に基づく義務を引き続き負うものとします。

第15章 雑則

（信託法に規定する利害関係人の帳簿等の閲覧等）

第74条 信託法第 38 条第 6 項に規定される利害関係人は、自らの権利を保全又は行使するために必要な範囲内で、同項に基づき、本信託に関する帳簿等の書類の閲覧又は謄写を行うことができます。

（税務手続）

第75条 受益者は、本信託にかかる税務上必要な手続がある場合、自らの費用及び責任で当該手続を行います。なお、受託者は、本信託にかかる税務手続に関し、受託者が行うものとして明記され、又は法令等により受託者が行うものとされているものを除き、何らの税務上の手続を行う義務を負うものではありません。

（印鑑等届出）

第76条 委託者及び発行会社は、それぞれ印鑑又は署名をあらかじめ受託者に書面により届出るものとします。

- 2 委託者及び発行会社は、代理人を設ける場合には、当該代理人の印鑑又は署名をあらかじめ受託者に書面により届出るものとします。
- 3 受託者は、本契約にかかる書類に押印された印影又は当該書類になされた署名が、届出の印鑑又は署名と相当の注意をもって照合して相違ないものと認め、本信託財産の交付その他の処理をしたときは、印章又は署名の偽造、印章の盗用その他どのような事情があっても、そのために本信託財産、委託者、発行会社又はその代理人に生じた損害等について、責任を負いません。

(課税に係る情報)

- 第77条 受託者（その代理人又はカストディアンを含みます。）は、委託者又は受益者の税務に係る必要な情報を当局（外国の当局を含みます。）に提出することがあります。

(届出事項)

- 第78条 次の場合は、委託者又は発行会社は、直ちに MUTB に通知のうえ所定の手続きをとります。この場合、MUTB はその旨を MTBJ に通知します。
 - (1) 本契約又は届出の印章を喪失したとき。
 - (2) 当該委託者又は発行会社の名称、所在地、印章、署名、組織又は代表者その他これに類する事項につき変動があったとき。
- 2 前項に規定する委託者又は発行会社の手続きが遅れたために生じた損害等について、受託者は責任を負いません。

(公告)

- 第79条 受託者が本契約に関して公告を行う場合には、法令等に別段の定めのある場合を除き、その公告の方法（公告の期間を含みますがこれに限られません。）は受託者が相当と認める方法に従うものとします。

(発行会社の協力規定)

- 第80条 発行会社は、本信託の継続に必要な協力を行うものとします。

(受託者の免責)

- 第81条 受託者は、本契約に定める受託者としての業務を、第4条第3項に従って履行した場合には、委託者、受益者又は発行会社に生じた損害等について責任を負いません。
- 2 受託者は、各委託者又は発行会社が本契約に定める義務を履行せず、又は履行を遅滞したことに起因して受益者に損害等が生じた場合、当該損害等について責任を負いません。

- 3 受託者は、委託者又は発行会社の行為により本受益権の東京証券取引所への上場が認められなかった場合又は上場が廃止された場合、かかる上場が認められなかったこと又は上場が廃止されたことに起因して受益者、委託者又は発行会社に生じた損害等について責任を負わず、またこれに関連する費用の支払義務も負いません。
- 4 受託者は、信託事務に関する指図の内容の真否及び妥当性を確認する義務を負わず、かつ、当該指図に従って信託事務を処理する限り、一切の責任を負いません。
- 5 受託者は、次に掲げる事項については、受益者に対して責任を負いません。ただし、第4条第3項に従って信託事務を履行しなかった場合は、この限りではありません。
- (1) 本契約において受託者の裁量で行うことができるとされている行為が、適法であるか又は理論上実行可能であるかを判断して行ったことから生じた結果
 - (2) 受益者への分配に関する発行会社から提出された情報の内容及びその翻訳における誤り
 - (3) 受託株式等の効力又は価値
 - (4) 受益者が本受益権を保有することに伴う納税
 - (5) 受託者を通じた発行会社から受益者への通知の適時性
 - (6) 受益者が負う本受益権への投資リスク（受託株式及び本受益権の価格の変動を含みます。）

（受託者、発行会社及び委託者の免責）

第82条 受託者、発行会社及び委託者は、次に掲げる場合には責任を負いません。

- (1) 次の原因により、受託者、発行会社又は委託者が本契約上の義務を履行することを妨げられた場合、禁じられた場合、又は遅延させられた場合
 - イ 日本、シンガポール共和国其他国家及び行政機関、規制機関又は金融商品取引所の今後施行される法令等の制定、廃止又は改正
 - ロ 発行会社の定款その他の内部規則（今後施行されるものも含みます。）
 - ハ 天災地変、戦争その他の不可抗力（国営化、収用、通貨制限、業務停止、ストライキ、市民暴動、テロリズム、化学・生物・電磁気兵器等の使用、革命、反乱、電気システム、通信システム、各種決済事務システム等の機能停止、システムダウン等を含みますが、これらに限られません。）
 - (2) 受託者、発行会社又は委託者が本契約に従って義務を履行した場合において、受益者が受託株式等の保有者に与えられた分配等による利益又は契約により企図される利益を享受できないとき
 - (3) 受託者、発行会社又は委託者による本契約の条項の違反による間接的損害
- 2 受託者、カストディアン又はそれらの代理人は、善管注意義務違反がない限り、受益者に対して責任を負いません。
- 3 発行会社は、本契約に規定する発行会社の義務及び当該義務に故意又は過失により違反した場合の賠償義務を除き、受託者、委託者及び受益者に対して、本契約又は受

益権に基づく義務（忠実義務その他の義務）を負いません。

（委託者におけるその他の債務の不存在）

第83条 委託者は、第6条及び第7条に基づく信託の設定及び追加信託以外の本契約に基づく義務又は債務を負っていません。発行会社、受託者及び受益者は、法令等で許容される範囲内において、本契約若しくは本契約において企図される取引から生じる又はこれらに関連する委託者に対するすべての権利又は請求権をここに放棄します。なお、本項の規定は、発行会社が当初委託者に対し本引受契約に基づき取得する可能性のある権利又は請求権には適用されません。

2 前項にかかわらず、受託者は、委託者が第3条において行った表明及び保証に違反したことによる損害等について、受託者自身又は受益者を代表して、委託者に対して金銭的請求を行うことができます。

（委託者に対する補償）

第84条 発行会社は、委託者が本契約の当事者であること若しくは本契約に基づき委託者であることに基づき、又は本契約に基づく委託者としての役割に起因、関連、若しくはこれを原因として、各委託者及びその関連法人並びにそれぞれの取締役、役職員、代理人及び代表者が被った、これらの者に課された又はこれらの者に対して主張された損害等について、これらの者に対して補償し、これらの者が被害を受けないようにすることに合意します。ただし、委託者による本契約の違反に起因する損害等及び委託者の故意又は過失に起因する損害等については補償しません。

2 本条に定める義務は、本契約の終了後及び本契約の当事者の継承又は交代後も存続します。

（受託者及び発行会社の補償）

第85条 受託者は、受託者又はその代理人（カストディアンを含みます。）の作為又は不作为に起因して受託者の善管注意義務違反により生じた損害等について、発行会社又は委託者及びその取締役、役職員、代理人及び関連法人に対して補償することに合意します。本項の補償の対象となる損害等には、得べかりし利益の損害及び機会損失を含みません。また、受託者は、特別の事情によって生じた損害等及び直接の被害者の損害を通じて間接的に生じた損害等については、その事情を予見し、若しくは予見することができた場合、又は、受託者が発行会社若しくは委託者若しくはそれぞれの取締役、役職員、代理人若しくは関連法人に当該損害等が及びうることを予見し、若しくは予見することができた場合を除き責任を負いません。

2 発行会社は、(a) 本受益権、受託株式その他の発行会社株式、若しくは受託株式等の募集、発行、販売、再販売、譲渡、委託又は払い戻しによる、若しくはこれに関連した損害等、(b) これらに関連する募集書類に起因して、若しくはこの結果として生

じた損害等、又は(c)(i)受託者、カストディアン及びこれらの取締役、役職員、代理人及び関連法人（これらの者の過失又は悪意によるものを除きます。）若しくは(ii)発行会社若しくはその取締役、役職員及び関連法人が本契約、本受益権、受託株式その他の発行会社株式、受託株式等に関連して発行会社を代理して、受託者に対して発行会社の情報を提供することを含めた作為又は不作為による損害等について、受託者、カストディアン又は委託者及びそれぞれの取締役、役職員、代理人及び関連法人に対して補償し、これらの者が被害を受けないようにすることに合意します。

3 本条に定める義務は、本契約の終了後及び本契約の当事者の継承又は交代後も存続します。

4 本条に基づき補償を求める者（以下本項において「被補償当事者」といいます。）は、補償を求める相手方（以下本項において「補償当事者」といいます。）に対して、補償の対象となる訴訟又は請求の開始を認識した時点で、当該開始の事実について書面により通知し（当該通知の懈怠によつては被補償当事者が補償を要求する権利は損なわれませんが、補償当事者が当該通知の懈怠により被害を被った場合にはこの限りではありません。）、本条に基づく補償の原因となる訴訟又は請求に対する対応について補償当事者と誠意をもって協議します。また、当該対応はその状況において合理的なものでなければなりません。被補償当事者は補償当事者の承諾を得ることなく、本条に基づく補償の対象となる訴訟又は請求につき和解又は解決することはできず、補償当事者は合理的な理由もなく当該承諾を差し控えることはできません。

（当事者間の通知等）

第86条 受託者、委託者又は発行会社に対する通知又は催告は、別途当事者間で提出された宛先に対して、直接の交付、郵送その他配達、ファクシミリ、インターネットによる通信等（いずれの方法においても受領の確認ができるものに限ります。）にて行うものとします。

（法令等との関係）

第87条 本契約に定めのない事項で、適用ある法令等に定めがある事項についてはその定めに従うものとします。

2 本契約にかかる法令等の変更等が行われた場合には、必要な読み替えを行うものとします。

（可分性）

第88条 本契約のいずれかの条項が無効、違法又は履行不可能となった場合であっても、これによって本契約のその他の条項の有効性、適法性及び執行可能性は影響されないものとします。

(準拠法・裁判管轄)

第89条 本契約及び本受益権は、日本法を準拠法とし、本契約において記載される日付については、日本標準時を使用するものとします。

2 前項にかかわらず、発行会社株式（付随して交付される有価証券を含みます。）の所有者の権利並びに発行会社株式の所有者に対する発行会社の責任及び義務は、シンガポール共和国の法令を準拠法とします。

3 本契約及び本受益権に関連する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(正本)

第90条 本契約は、日本語によるものをその正本とします。

(常任代理人)

第91条 発行会社は、上場規則等に従って、常任代理人を常置します。

2 発行会社は、本契約締結日における常任代理人を受託者に書面にて通知するものとします。

3 前項の常任代理人を変更しようとする場合には、発行会社は、あらかじめ新旧常任代理人を通じて受託者に書面にて通知をするものとします。

[以下余白]

本契約の証として、本契約書を4通作成し、委託者、受託者及び発行会社が各1通ずつ保有するものとします。

令和3年5月25日

発行会社 : Blk 994 #01-03 Bendemeer Road, B Central, Singapore 339943
OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED

By: _____

Name: Neo Puay Keong
Title: Managing Director

委託者

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

みずほ証券株式会社

取締役社長 浜本 吉郎



受託者

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 長島 巖



受託者

東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
代表取締役社長 向原 敏和



以 上

(別紙 1)

発行会社株式

本契約第 2 条第 83 号において別紙 1 で定めるとしている発行会社株式については、以下のとおりとします。

発行会社株式	OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED 普通株式
--------	-------------------------------

(別紙2)

信託報酬・手数料

本契約において別紙2で定めるとしている次の事項については、それぞれ以下のとおりとします。

本契約の 該当条文	別紙2で定めるとした事項	別紙2での定め
第20条第3項	分配金支払に係る手数料の上限額	変換された円貨総額を受益権の総口数で除して得られる額のうち1円未満の端数に相当する額に受益権の総口数を乗じた額（消費税等が含まれるものとします。）
第63条第5項	受益者転換手数料	受益者毎に、1回あたり5,000円（消費税等が含まれないものとします。）
第69条第3項	残余財産給付手数料	本受益権一口あたり1円を上限とする金額及び計算上生じた1円未満の端数（消費税等が含まれるものとします。）

(別紙3)

受益権付与率

本契約第2条第36号において別紙3で定めるとしている受益権付与率については、以下のとおりとします。

受益権付与率	100%
--------	------

委託者の追加にかかる覚書（様式）

[]（以下「追加委託者」といいます。）、三菱 UFJ 信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（以下三菱 UFJ 信託銀行株式会社と合わせて「受託者」といいます。）は、みずほ証券株式会社、受託者及び OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED（以下「発行会社」といいます。）が令和 3 年 5 月 25 日付で締結した上場外国株信託受益権 受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書（以下「本契約」といいます。）第 31 条第 3 項に基づき、令和[]年[]月[]日付にて、以下に定める諸規定に従い、委託者の追加にかかる覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結します。なお、本覚書における用語は、別段定めた場合を除き、本契約条項に定める意味を有します。

（本契約への参加）

- 第 1 条 追加委託者及び受託者は、追加委託者が、本契約の当事者に委託者として加わることに合意します。
- 2 追加委託者は、本契約第 7 条第 1 項に基づく追加信託の時から、本契約に基づく委託者としての地位及び権利義務を有します。

（協議事項）

- 第 2 条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の条文の解釈に疑義を生じたときは、追加委託者及び受託者が協議のうえ合意により解決します。

（準拠法・裁判管轄）

- 第 3 条 本覚書は、日本法を準拠法とします。
- 2 本覚書に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（言語）

- 第 4 条 本覚書は、日本語によるものをその正本とします。本覚書が他の言語に翻訳された場合において、かかる翻訳と日本語版との間に齟齬が存するときは、日本語版が優先するものとします。

[以下余白]

請求除外日

第 57 条第 1 項

請求除外日

- (i) 銀行営業日以外の日
- (ii) シンガポール共和国において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日以外の日
- (iii) 発行会社株式が上場されている場合は、発行会社株式が上場されている証券取引所の取引日以外の日